九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

平成2年度学位論文要旨・論文審査要旨

西村, 明

菰田, 文男

古瀬, 政敏

林田, 実

他

https://doi.org/10.15017/4488447

出版情報：經濟學研究. 57 (2), pp.99-124, 1992-07-10. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

平成2年度学位論文要旨・論文審査要旨

西村明氏学位授与報告

報告番号　乙第85号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成2年5月28日
学位論文題名　中国企業会計の構造と分析

主論文の要旨

本論文は，建国（1949年）以後の中国の企業会計と経営管理を歴史的，構造的に分析したものであり，第1部「中国における記帳法の展開と構造」，第2部「企業会計制度の改革と展開」，第3部「中国の近代化と企業管理」の3つの部分から構成されている．第1部では，建国後から1979年までの簿記会計制度の展開過程と記帳法の改革を取り上げ，とりわけ増減記帳法に集約される中国のこの時期における会計思考・記帳システムとその歴史的背景を考察している．これはまた，貸借複式記帳法の計算構造の理解と関わっている．第2部，第3部では，1979年以後における経済体制改革と会計制度の整備，整頓，改革の関係を分析し，またこれに関わる企業管理の改革の状況を考察している．そのため，まず会計実践の実態の分析から始める．多様化する所有制，分権的管理システム，市場経済メカニズムや対外開放政策の導入によって，これまでの中央集権的で，所有と経営とが一体となったシステムのもとで形成された会計，管理制度は大きく変更させられる．1979年以前には会計は国家の統計，計画，管理の手段と考えられ，また政治的，思想的側面が強調されるときには，大衆計算，大衆監督の観点から据えられたのに対して，1979年以後においては，企業を独立した商品生産者として据え，会計もそれに奉仕することになり，利益計算システムとしての性格をもち始める．こうした点の分析を経て，本論文は，会計の基本的な性格の認識に関わる会計と生産との関係，さらに会計が管理に役立つ関係を明確にしている．特に建国後激しい政治闘争と思想闘争を繰り返してきた中国の政治経済の中に会計実践を位置付けることによって，このことも始めて可能になったといえる．

第1章「中国会計制度の発達」では，建国以後の記帳法の改革の過程をソ連式記帳法や貸借複式記帳法の導入と中国の伝統的な収支記帳法との対立関係のなかで考察する．とりわけ増減記帳法の形成過程とその歴史的な意味を解明する．この歴史的な分析を踏まえて，第2章「中国における複式記帳法の展開」，第3章「増減記帳法の構造と基礎」，第4章「増減記帳法の論理と機能」では，増減記帳法を基軸にして中国における複式記帳法の構造と特徴を具体的に分析している．記帳法における大衆性と科学性との対立と統一の視点がこの分析全体を貫いている．特に第2章では，西洋の複式記帳法においては債権・債務（貸借）を基軸に複式構造が成立しているのに対して，中国の記帳法は現金出納帳を基礎に展開してきた点および，現金収支記帳法，財産収支記帳法，増減記帳法の展開過程がこうした基本的な特徴を踏まえて発展してきたことを具体的に例示をもって説明する．このことに関連して，貸借記帳法と増減記帳法との大衆性と科学性をつぎのように認識する．

貸借記帳法は貸借記帳符号を計算内容（資産，費用，負債，資本，収益）とこの内容に関わる増減変化の計算との両面を同時に表すのに対して，増減記帳法は，計算内容とその増減変化の計算とを分け，前者を資金源泉系と資金運用系の2系列勘定で捉え，その増減変化を増減の記帳符号で計算する．貸借符号は同時に計算内容とその量的変化を表現し，2重の意味を持ち，分かりにくいのに対して，増減符号はただ量的変化のみ表すのであるから，分かり易く，用い易い．しかしながら，利益計算の論理から見ると，増減記帳法の計算構造は2元的になっており，複雑である．貸借複式記帳法では仕訳が貸借の対の関係を有するのに対して，増減記帳法では，4つの面（運用，源泉，増，減）が絡み合い，複雑なものとなっている．見たところ大衆的であるが，日々の経済活動を統制し，全面的に認識する記帳法の方法としては科学性が弱い．第5章「記帳法をめぐる論争」は，こうした問題を，特に記帳符号の問題を中国会計学界の論争を材料にして整理している．

第6章「大躍進と財務監督取り消し論争」は，第1部における分析視点と問題の根本的な思想や考え方を明らかにするために，論争が明確になり始めた1958～60年の時期に立ち返って会計や財務監督の捉え

方を整理している．ここにおいては，いまだ会計がどのような性質（技術か経済か社会規範か）を持つものであるかが不明確であり，それが思想的，政治的な論争と結び付いたため，問題が一層複雑になったことを解明する．第7章「経済調整と財務会計制度の調整」では，大躍進と文化大革命の反省を踏まえて，4つの近代化の要求に応えきれない現実の会計実践を明らかにし，会計制度の整備の方向を明確にする．第8章「企業財務管理制度の現状と問題」では，減価償却実務や在庫管理の現状を分析し，財務管理上の改革すべき点を明らかにする．また経済体制改革に伴う監査制度が抱える問題を指摘している．第9章「利改税と企業会計制度」では，税制改革の持つ意味とそこでの要求に対応する会計制度全般の整備の状況を解明する．上記3つの章では，新しい経済体制改革と企業管理の方向に関連させて，会計実践の遅れと制度の整頓・整備の必要性が描かれている．

以上の会計制度の改革についての分析に対して，第10章は，中国会計学界における会計の属性についての論争を整理し，これまで抱えてきた問題や明確にされた点を明らかにし，改革の中で広がりつつある会計の本質を巡る論争を解明する．また，この中で，本論文は，会計の技術性と制度性，歴史性という二重性論と情報システム論を辿りながら，中国会計理論の現状を明らかにし，それぞれの欠陥と長所を指摘し，自己の会計観を鮮明にする．

第3部では，上記の分析と関わる企業管理の改革と経済計算制の問題を考察している．第11章「経済改革と企業計画」では，市場メカニズムの導入に伴う企業の計画管理の変化を意識しつつ，大慶油田の計画管理システムを紹介し，そこでの問題点を指摘する．さらに第12章「経済効果と経済計算制」では，社会主義企業の基礎的な計算システムを考察し，経済計算制がどのように経済改革の中で変化しようとしているかを明らかにしている．これは，また会計制度のあり方に関わる基本制度の変化である．第13章「企業の自主権拡大と工場長責任制」では，企業活性化に関係する請負責任制を自主権の拡大政策との関連で分析し，第14章「鞍鋼憲法と科学的管理」では，企業の活性化のために導入される管理法を巡って古い考えが新しい考えと矛盾する過程を分析する．この両章は中国企業管理が抱えている改革の難しさを明らかにしている．これはまた企業会計改革にも妥当する．第15章「労働，賃金，人事制度の改革」では，経済改革が追求する賃金制度と労働生産性の向上との関係を明らかにし，中国の労働移動の困難性を踏まえて今後どのように労働の配分を合理化しようとしているかを見る．最後に，第16章では，所有制の改革として重要な意味を持つ株式制の現状を考察する．そこで株式制そのものがいまだ近代化されたものではなく，特に会計の公開が制度化されておらず，株式法がない状況のもとで，株式制はボーナスを支給する手段となっており，また時には国家の財産を食い潰すものとなっていること明らかにし，株式制と経済改革の関係における今後の問題を指摘する．

以上のように，会計制度は，それ自体として展開するのではなく，企業管理システムや所得分配システムそして政治のあり方と深く関わっている．しかし，本論文は，会計の技術的性格を中国の階級闘争，経済改革をつうじて明らかにすると共に，それがゆえにきわめて政治的，歴史的に重大な役割を果たしてきたことを解明している．会計を幾度も否定しょうとして，否定し切れなかった点，さらにきわめて政治的に機能した点を考察することを通じて，会計の技術性を確認すると共に，会計の科学的な研究において歴史的，制度的な分析が不可欠であることを認識しうるのである．本論文では，これを，会計の大衆性と科学性の弁証法的統一の問題として捉えている．

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	津守常弘
	副査	〃	〃	市村昭三
	〃	〃	〃	藤田昌也

およそ社会主義会計の研究は，単にそれに固有の問題点の解明を課題とするばかりでなく，すべての社会体制を貫通する簿記・会計の普遍性，したがって継承性の有無如何を探求し，会計の本質の解明に資するという一般的な課題をも担っている．

本論文は，このような二重の懸案に焦点を合わせながら，中華人民共和国の成立（1949年10月）以後の企業会計と経営管理とを歴史的・構造的に分析した労作であり，著者が長年にわたって文字通り心血を注いできた理論的・実証的研究の結晶である．

周知のように，本書において研究の対象とされているほぼ40年にわたる歴史的期間は，中国における未曾有の激動の時期に相当する．それゆえ，この時期の中国社会主義会計の研究は，研究対象の鋭角的な変化によって齎らされるばかりでなく，研究方法に対するこの変化の影響によっても齎らされる極度に複雑かつ困

難な問題に逢着せざるをえない．その意味で，著者の研究には，研究一般に必随する苦心に加えて，この研究テーマを扱う場合に特有の並々ならぬ労苦があったことと推察される．事実，本論文は，中国企業会計に関する鋭くかつ丹念な研究であると同時に，それ自体，著者による中国企業会計に関する認識深化の苦闘の歴史ともなっている．

総じて中国における会計制度の発展は，1979年における経済体制改革の開始を画期として二つの時期に区分されうる．著者は，この時期区分をおこなうにあたって，1979年以前の時期の特徴を会計改革の問題が記帳方法を中心に展開されたことに求め，他方，1979年以後の特徴を，所有制の多様化，分権的な管理システム，市場経済メカニズム，対外開放政策の導入によって，所有と経営とが一体化した中央集権的システムのもとで形成されてきた旧来の会計・管理制度が改編されたことのなかに求めている．著者は，また，1979年以前には，会計が国家の統計・計画・管理の手段として理解され，また政治的・思想的側面が強調されるときには，大衆計算・大衆監督の観点から捉えられていたことが特徴であったのに対して，1979年以後においては，企業が独立した商品生産者として捉えられ，会計もそれに奉仕する利益計算システムとしての性格をもち始めた点に特徴があると理解する．

本論文は，このような時期区分にもとづき，第１部「中国における記帳法の展開と構造」においては1979年以前の時期を対象とした分析をおこない，第２部「企業会計制度の改革と展開」および第３部「中国の近代化と企業管理」においては主として1979年以後の時期の企業会計と経営管理の問題を分析する．

著者は，まず，第１部において，中華人民共和国の成立以後1979年までの簿記・会計制度の発展過程と記帳法の改革の問題を取り上げ，とりわけ増減記帳法に集約されるこの時期における会計思考・記帳システムとその歴史的背景の考察を試みている．

第１章「中国会計制度の発達」は第１部の導入部をなす．そこでは，中華人民共和国成立以後における記帳法の発展過程が，貸借複式記帳法，ソ連式記帳法の導入と中国の伝統的な収支記帳法（財産収支記帳法，増減記帳法など）との対立，前者の否定による後者への移行，とりわけ増減記帳法の創造の過程として捉えられている．ついで，第２章「中国における複式記帳法の展開」，第３章「増減記帳法の構造と基礎」，第４章「増減記帳法の論理と機能」においては，増減記帳法を基軸として中国における複式記帳法の構造と特徴が具体的に分析される．その場合，本論文の特徴は，まず第一に，債権・債務（貸借）を基軸にして複式構造を成立せしめている西洋式貸借複式記帳法とは異なり，中国の記帳法が現金出納帳を基礎として発展してきたことを具体的に論証していることであり，第二に，とりわけ増減記帳法の問題を，会計学上の主要問題の一つ，すなわち貸借複式記帳法の計算構造をいかに理解するかという問題と密接に関連させながら考察し，しかも，もっぱら大衆性と科学性との統一という視点によってこの考察を貫いていることである．とくに注目に値するのは，貸借複式記帳法と増減記帳法とへのこの視点の具体化を意味する次のような著者の見解（第５章「記帳方法をめぐる論争」）である．

すなわち，著者によれば，貸借記帳法は，貸借記帳符号を計算内容（資産，費用，負債，資本，収益などの勘定内容）とこの内容に関わる増減変化の計算との両面を同時に表現する．それに対して，増減記帳法は，計算内容とその増減変化の計算とを切り離し，前者を資金源泉系と資金運用系の２系列に分け，その増減変化のみを増減の記帳符号で計算する．ここから二面的な結果が生じる．一面では，貸借符号は計算内容とその量的変化とを同時に表現し，二重の結果をもつのであるから，分かりにくいのに対し，増減符号はただ量的変化のみを表現するのであるから，分かりやすく用いやすい．しかし，他面，利益計算の論理からみれば，増減記帳法の計算構造は二元的になっており複雑である．換言すれば，貸借複式記帳法においては仕訳が貸借の対の関係を有するのに対し，増減記帳法においては，四つの面（運用，源泉，増，減）が絡み合い，複雑なものになっている．著者は，このように両記帳法を対置したうえで，会計における科学性と大衆性の問題を「すべての論争が立ち帰るべき起点」として位置付ける．

ここでは，大衆性と科学性との統一という視点の適用を契機として，貸借複式記帳法と増減記帳法双方の計算構造的な特質と両者の相違性が浮き彫りになるという興味深い結果が得られている．念のため付言すれば，貸借複式記帳法と増減記帳法との評価についてのこのような著者の見解は前者から後者への展開の根拠を如何に理解するか，ひいては，簿記・会計の発展の根拠，したがって簿記・会計の発展の原動力，その内的矛盾をどのように理解するかに関わる問題である．

第２部の主題は1979年以後における経済体制改革下における企業会計制度の改革問題である．著者は，まず第６章において，第１部における分析視点の再検討

を目的として「大躍進と財務監督取り消し論争」の問題を取り上げる．ここでは，まず大躍進時における企業管理の在り方についての評価の検討がおこなわれ，ついで社会主義企業管理についての基本的な見解ならびに財務監督取り消し論の主要内容などを整理・分析し，最後に「主観能動性論争」と関連させながら「財務監督取り消し論争」の意味内容と問題を解明する．第7章「経済調整と財務会計制度の調整」では，大躍進と文化大革命の反省に立脚して，四つの近代化の要求に応えきれない現実の会計実践の実態を分析し，会計制度の整備の方向を明らかにしている．第8章「企業財務管理制度の現況と問題」と第9章「『利改税』と企業会計制度」は，会計実践や財務管理の実態をできるだけ踏まえ，経済体制改革と企業会計制度・実践との関係を考察したものである．理論的にとくに興味深いのは，中国における会計属性をめぐる論争を扱った第10章である．そこでは，会計「上部構造説」対「会計技術論」という対立を経過して，会計を生産力（自然的属性）と生産関係（社会的，階級的属性）との二重性において捉える「会計二重性論」が展開されるにいたった論争過程が整理・検討されている．著者は，ここで，「反映」と「監督」，「過程の統制」と「観念的総括」，「価値増殖過程」と「労働過程」などの弁証法的な統一的把握の立場に立つ「会計二重性論」の立場に賛意を示すとともに，「会計の現実が二重性をもって展開」していることと「会計の本来的な性格（統制計算）」とを「峻別して分析しなければならない」という著者の基本的な会計観に関わる独自的な見解を表明している．

第3部「中国の近代化と企業管理」においては，第2部の分析と密接に関連する企業管理の改革と経済計算制の問題が考察される．第11章「経済改革と企業計画」では，市場メカニズムの導入にともなう企業の計画管理の変化を念頭におきながら，大慶油田の計画管理システムの紹介と問題点の指摘がおこなわれ，第12章「経済効果と経済計算制」では，社会主義企業の基礎的な計算システムを考察し，経済改革下で経済計算制がいかなる変化を遂げようとしているかを解明する．第13章「企業の自主権拡大と工場長責任制」では，企業活性化に関係する請負責任制を自主権の拡大政策との関連で分析し，第14章「『鞍鋼憲法』と科学的管理」では，企業の活性化のために導入される管理法をめぐって新旧思想が矛盾に陥る過程を分析している．以上の両章は中国の企業管理改革の困難性を示して余りあるものであるが，企業会計改革も決して例外ではない．第15章「労働，賃金，人事制度の改革」においては，経済改革が追求する賃金制度と労働生産性の向上との関係を考察し，中国における労働移動の困難性という条件のもとで，労働力配分の合理化を今後いかに進めるかという問題を取り扱う．最終章である第16章では，「中国株式制度の現況と問題」という最新の問題が論じられる．そこでは，株式制の導入が所有制の改革の手段としてきわめて重要な意味をもつにも拘らず，株式制の非近代性，株式法の不在，会計公開の未制度化などの条件のもとでの株式制と経済改革との関係における現在と今後の問題点を指摘している．

以上が本論文の概要である．

以上から明らかなように，本論文の貢献は，まず第一に，何よりも社会主義中国における会計実践の実態の分析から出発するという原則を重視し適用することによって，また，会計制度は企業管理システム，所得分配システム，政治の在り方との具体的な関連の中ではじめて分析し得るという観点を適用することによって，とくに1979年以降の経済体制改革下における企業会計と経営管理のきわめて広汎な問題（たとえば，税制改革と企業会計，公認会計士制度，賃金・人事管理，株式会社など）に対するユニークな具体的分析を試みたことであり，第二に，さらにそれを掘り下げ，生産力と生産関係との矛盾を基軸として会計の二重性，管理の二重性を把握することによって会計本質論を深め，また，科学性と大衆性との統一という基本的見地にもとづいて記帳法の発展過程を理解するという理論的な分析を首尾一貫して試みているところにある．その結果，資本主義会計の問題についても貴重な示唆が与えられることとなっている．

もとより，本書で論じられている会計本質論，簿記・会計の発展の原動力などの理論的諸問題は，今後もなお論議の対象となるべき問題点である．しかし，本論文において投ぜられた一石は，それが中国における過去40年間におよぶ具体的実践（社会的実験）そのものに対する丹念な調査に立脚した問題提起と結論であるだけに，今後これらの問題の解明に携わる研究者がその前に必ず一度は立ち止まらねばならない学問的道標となるであろう．すでに定着した学界における評価，幾つかの書評はそのことの象徴である．

また，本論文を中心とした専攻分野に関する専門知識についても，本人の研究歴および研究業績から判断して，十分であると考えられる．以上により，本論文は，経済学博士の学位を授与するに値するものと認める．

菰田文男氏学位授与報告

報 告 番 号　乙第86号
学 位 の 種 類　経済学博士
授与の年月日　平成２年９月21日
学位論文題名　国際技術移転の理論

主 論 文 の 要 旨

経済の発展・資本蓄積が技術の進歩とその移転に大きく関係していることは疑いない．しかも，この関係は現代の資本主義において，以前のいかなる段階よりも緊密なものとなっている．たとえば，戦後先進諸国の高度成長とその破綻，国際不均等発展，国際寡占間競争，企業の多国籍化，南北問題等は，いずれも技術革新とその国際的移転の分析なしには論じられない．

しかし，技術革新・移転の視角から現代の資本主義世界経済を分析するとき，さまざまの困難がある．第一に，技術革新・移転が資本蓄積・景気循環のなかでいかなる役割を果たすかについて，必ずしも明らかにされていないからであり，とりわけ技術移転についての研究が不十分だからである．第二に，一般に貿易や投資と異なり，技術移転にかんするデーターは十分に整備されていないからである．したがって，本研究の第Ｉ部では技術革新・技術移転の理論を扱い，第II部では国際技術移転にかんする諸データーや既存の多くの実証的研究をフォローしつつ不均等発展，国際寡占間競争，南北問題等について論じる．

第Ｉ部では，まずマルクスが資本蓄積・景気循環論のなかで技術革新・技術移転をいかに捉えていたかを『資本論』『経済学批評要綱』を中心に再検討し，これまで景気循環論において無視されてきた製品技術革新と工程技術革新との継起的生起が，景気循環と密接な関係を持つことを明らかにする．このような認識を基軸に捉え，近代学派やミクロ理論をも含む多くの技術革新の理論を検討することによって，景気循環の各局面毎に異なる技術革新のモチーフがみられることを明らかにし，資本蓄積・景気循環と技術革新の関係を明確にする．

次いで，技術移転が資本蓄積に果たす役割の相違という観点からそれを３つのタイプに分類する．そして，そのなかでも最も重要な役割を果たす「狭い意味での技術移転」のメカニズムを論じる．それは技術のライフサイクルと関係しており，ライフサイクルの各ステージ毎に多様な論理と利害が交錯するなかで進行することを明らかにする．すなわち，ライフサイクルの初期には「非市場型技術移転」が中心であるが，技術が標準化の方向に向かうにつれて「競争市場型技術移転」がみられるようになる．しかし，初期であっても，さまざまの理由が技術ライセンスを余儀なくすることがある（「不完全市場型技術移転」）．

第II部では，現代の世界経済の諸問題について技術移転の観点から検討する．まず，1960年前後から急速に進展する米国企業（製造業）の対西欧直接投資（およびその上に展開された企業内技術移転と企業秘匿戦略）は，米国の輸出競争力の相対的低下に対する危機感から，米国企業が西欧市場支配力を維持するためおこなったものである．これに対して，西欧企業はライセンス契約にもとづかない技術導入（非市場型技術移転）によって技術水準を高めることに成功した．さらに，日本の場合，国家の技術移転への介入が，日本企業の米国企業へのキャッチアップを促進した（不完全市場型技術移転）．また，米国の開発した技術が標準化するにつれて，競争市場型技術移転の条件も現れた．その結果，米国の相対的技術水準は一層低下することとなる．したがって，米国はココム強化，知的所有権の保護強化等新たな手段によって技術流出を制限し対抗しつつあり，このことが先端技術分野での国際間摩擦を激化させている．

南北間の技術移転は多国籍企業の技術独占や制限的商慣行等によって制限される．とりわけ，(1)多国籍企業の現地子会社は現地民族企業とのリンケージ強化よりも，本国親会社とのリンケージを好むこと，(2)先進国で開発された技術を途上国の経済・社会的諸条件に適合したものに改変することなく移転することが，途上国への技術吸収を妨げる．しかし，反面で，途上国国家の技術移転に対する介入の強化や競争市場型技術移転の可能性の増大等，途上国への技術移転に有利な条件も現れている．

最後に，技術問題は経済理論との関連のみで捉えられるのでなく，政治・社会・文化・価値等より広い領域の問題として捉えられる必要がある．その理由は，技術進歩の方向はその時代の支配的イデオロギーによって決定されるし，また経済合理性を優先することによって生まれる技術は，しばしば労働疎外・自然破壊等の問題を惹起するからである．したがって，第１章で，技術と政治・社会・文化等の関係について検討するとともに，最後の章で，国際分業問題との関連で適正技術問題について論じ，経済理論の領域での技術問

題の分析の意義と重要性を強調する．

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	徳永正二郎
	副査	〃	〃	宮川謙三
	〃	〃	〃	下山房雄

バーノンのプロダクト・ライフ・サイクル論がその典型であるが，戦後期の国際経済理論は技術開発及び技術移転問題と結びついた海外直接投資並びに国際貿易論という性格を濃くもっている．いいかえると，60年代には先進国諸国間相互で，また70年代以降は途上国をも巻き込んで進展している産業構造の国際的再編成は，国際貿易及び直接投資の問題であるばかりか，先進国の資本蓄積・技術開発問題，国際技術移転問題並びに途上国の経済開発問題等々と深く関わり，現代世界経済の分析を複雑にしている．

菰田文男氏の論文「国際技術移転の理論」は，現代世界経済を技術開発並びに技術移転論に視点を据えて分析しょうとする野心的な試みである．

本論文は二部構成である．第Ⅰ部「技術革新と技術移転の理論」は第1章「技術と経済・社会」，第2章「技術革新と資本蓄積論の再検討」，第3章「資本蓄積・国際分業と技術移転」，第4章「技術移転の理論」の四章で構成されている．そこでは技術開発・移転問題を資本蓄積，国際分業と関連付けて多様な論点を取り上げている．また，第Ⅱ部「現代世界経済と国際技術移転」では，第Ⅰ部で検討した理論的問題の内論点を絞って第二次大戦後の世界経済の構造変化と技術移転問題について分析している．それは三章すなわち第5章「国際技術移転(1)－先進国間」，第6章「国際技術移転(2)－南北間」，第7章「技術の国際化と適正技術」からなる．

菰田氏によると，現代世界経済の分析にとって技術革新や技術の国際的移転という側面からのアプローチが重要である．かかる分析視角が要求される背景として，高度成長以降における先進国経済の構造的停滞と途上国経済との国際的相互依存（global interdependence）による世界経済活性化という歴史的課題をみる．つまり，「高度成長とその破綻，新しい資本蓄積基盤の模索，国際分業の拡大と深化の傾向，南北間技術移転の成果と限界，途上国における新しい技術の追求」等，現代世界経済の諸特質を分析するために，技術革新と技術移転問題を検討することが不可欠と考えている．

菰田氏は，第Ⅰ部第4章「技術移転の理論」で技術のライフサイクルと技術移転を軸に技術移転の理論的分析をしている．ところで，彼がそれに先行して(1)技術の経済学的概念について検討し（第1章），(2)技術革新と資本蓄積並びに景気循環との相関関係について理論的に整理し（第2章），かつ(3)資本蓄積の外延的進展と技術の国際的移転，すなわち途上国の経済開発における技術移転意義について分析している．（第3章）．

この第Ⅰ部の理論構成は，技術革新は資本の蓄積運動と表裏一体のものであり，資本が外延的かつ内包的に発展して世界市場を創設ないし再編成するプロセスとして技術の国際的移転を把握しなければならないという論者の主張からくる帰結である．この資本蓄積論を基盤とした技術移転理論こそ，本論文の基調であり，類書にはない本論文のユニークさとなっている．

ところで，マルクスの資本蓄積論は従来価値あるいは生産力と生産関係との関係規定に力点を置いて解釈されてきた．本論文では(1)「外延的蓄積および内包的蓄積という資本蓄積の二つのパターンの峻別」に加えて(2)「技術革新の製品技術革新と工程技術革新の二つへの分類」として特徴づけている．

これは本論文の構成と展開にとって極めて重要な理論的布石をなしている．すなわち，菰田氏は，一方で(1)なぜ先進国内の「内包的蓄積」と関連して技術革新が発生するか，またなぜ資本あるいは資本蓄積の論理として技術の国際的移転が発生するかという氏の課題に応えつつ，他方で(2)製品技術革新と工程技術革新の継起的展開を通して景気循環あるいは技術開発のライフサイクルと国際技術移転との相関性を説明するからである．

このような資本蓄積論の類型化とそれに基づく論理展開には尚若干の問題を残す．それはともかく，戦後期の世界経済，国際経済分析の中で現れた技術開発と技術移転に関わる諸種の欧米の理論を，マルクス経済学を基盤に整理し，論理的に再構築をしようとする本論文の姿勢は高く評価されてよい．この意味で，本論文はマルクス経済学をベースとした本格的な国際技術移転論であり，その嚆矢である．

第Ⅱ部「現代世界経済と国際技術移転」では，まず第5章で，戦後期の先進国間における国際技術移転の実態を水平的国際分業と関連した技術移転と認識され，その基本的性格が次のように分析される．「水平的国際分業に関連した先進国間の技術移転は，第二次大戦後に爆発的に開花した技術革新と新しい商品群が，先進

国市場に浸透していくプロセスで生じたのであり，原理的にいえば技術革新を含む資本蓄積すなわち内包的蓄積が，アメリカからさらに西ヨーロッパ・日本などへの外延的な形を伴いつつ，進行したのである.」また，国際技術移転の，この戦後的性格が国際的産業の再編成と経済摩擦の原因になつたと次のように主張する.「この際生じた国際技術移転の規模と方向は，国際的な不均等発展の原因となったのであり，各国産業転換を決定づけ，貿易摩擦問題を惹起した.」ここには，技術移転論と同時に，技術革新と結びついた戦後期世界経済構造に関する理論的分析が認められる.

第６章では，戦後期の南北間技術移転が(1)垂直的国際分業に導く傾向と(2)水平的国際分業へ導く傾向を同時に持っていると指摘する．つまり，南北間の国際分業を技術移転の問題を通して分析すると，垂直的分業という従属ないし下請け型の分業形成だけでなく，先進国市場と競合する先端的な水平型分業の形成がみられるとし，これを多国籍企業の企業内分業並びに途上国への技術援助と絡めて分析している.「先進国の多国籍企業によって、垂直的国際分業の確立のためにおこなわれた技術移転であっても，この技術を基盤にして，途上国民族企業が先進国内にとどめられたままの加工工程の技術をも獲得する」が，それを媒介するのが，「競争市場型技術移転や国家の介入などによる不完全市場型技術移転」である．この指摘の背後には，先進国経済あるいは企業相互の競争並びに途上国のバーゲニング・パワー（交渉力）の形成という戦後世界経済の特性に関する認識がある.

第７章「技術の国際化と適正技術」では，「生産力の発展・巨大化」の反映として世界市場を対象とした技術の国際化・移転の迅速化（標準化・規格化）が起こるとして「技術の国際化」を定義する．しかしこの「技術の国際化」は先進国資本ないしは資本蓄積の論理に基盤を持ち,「必ずしも途上国の経済開発にとって有効なものではない.」いいかえると，ここでは「技術の国際化」に対応する「適正技術」が世界経済秩序との関連で問題とされる必要性が説かれている．先進国資本の技術開発・技術移転の論理と途上国経済の開発の論理との間に利害の対立があり，技術移転問題は同時に先鋭的な現代の南北問題であるという問題提起を確認できる.

以上みてきたように，本論文は資本蓄積と技術開発・技術移転の相関性を理論的に分析し，それを基盤に現代世界経済の諸特徴を分析しようとしている点でユニークであり，評価できる.

論文の性格のゆえに技術開発・技術移転に関わる諸理論・諸見解を整理しながら論文筆者の論理が体系的に展開されている．その意味で，本論文は実証分析の書ではないし，展開された理論が実証的に検証されているともいえない．さらに当然のことながら，性格上サーベイ論文としての体裁もとってはいない．かかる問題を残すとはいえ，本論文はマルクス経済学の側から提起された画期的な技術開発・技術移転論としての世界経済論，すなわち資本蓄積と資本の外延的発展を基軸に据えて現代の国際技術移転問題を理論的に解明しようとした類書のない問題提起の書である.

本論文は既に学派の壁を越えて論争の対象とされ，学界の注目を大きく浴びた．また菰田文男氏は研究歴および研究業績の面でも条件を十分に満たしている．それゆえ，本論文が博士号授与に値するものと認める.

古瀬政敏氏学位授与報告

報 告 番 号　乙第87号
学 位 の 種 類　経済学博士
授与の年月日　平成２年９月21日
学位論文題名　アメリカ生保会社の新経営戦略

主 論 文 の 要 旨

本論文は，金融自由化の第２フェーズにあって，量中心から質重視へと経営の発想を転換し，生き残りを模索しているアメリカの生保会社の経営戦略について，マーケティング論および財務管理論的アプローチにより考察したものである．わが国はもとより，アメリカでもおそらく例を見ない最初の体系書といってよいであろう.

構成としては，第１編で，アメリカの生保会社が新たな戦略パラダイムを求められるに至った背景を分析し，それを踏まえて，第２編および第３編で，おのおの戦略的マーケティングと財務管理・ＡＬＭの理論的展開と実態について論述している.

(1)第１編の第１章では，1970年代末から80年代初めにかけての金融自由化の第１フェーズにおいて，歴史的高金利・高インフレ対応として，アメリカの生保会社が押し進めた商品革新について分析・整理される．とりわけ，リテール分野での伝統的な終身保険から，市場の実勢金利を保証するユニバーサル保険，変額保険，変額ユニバーサル保険等のいわゆるニューウェーブ商品の出現と発展が詳述される.（この部分は，著者

自身の前著「アメリカの生命保険会社－金融革命下の経営戦略」＝東洋経済刊＝の延長線上にあるといってよい).

このような商品革新は，生保会社に対し，失われた市場の回復，新たな市場創造という「光」をもたらしたが，他方，業界内外の競争下で，収益力の低下とプロフィット・マージンの縮小という収益構造の変化，あるいは金利変動リスクの増大という「影」の部分をも顕在化させている．商品革新のもたらした光と影とりわけ影の部分に焦点をあて，アメリカの生保会社が新たな戦略パラダイム（枠組み）を必要とするに至った背景を明らかにするのが第2章の目的である．

第3章は，試行錯誤と混乱を続けるアメリカ生保会社の経営行動を，戦略的マーケティングの展開と，収益構造の変化に耐えうるリスク管理・財務管理の強化という新たな戦略パラダイム構築への模索という座標軸で捉え，第2編・第3編への序となす．

(2)第2編は，近年学問的発展の著しい戦略的マーケティング論に学びつつ，アメリカ生保会社の戦略的マーケティングの展開について詳述する．多くの会社の現実の経営行動を浮き彫りにすると同時に，経営戦略論としての理論的枠組みの構築にも意が払われている．

第4章では，大手生保の採る金融スーパーマーケット戦略ならびに生保固有の分野に特化する生保ブティック戦略における企業ミッションを，そして，第5章，第6章では，この二つの戦略にもとずく，商品・サービスならびに販売チャネルのポジショニング戦略について考察される．

第7章では，リテール戦略の中核として脚光を浴びているリレーションシップ・カンパニーのコンセプトを整理・紹介し，第8章では，企業年金等総合企業保障サービスの担い手としての生保会社のホールセール戦略の解明が目指されている．

第2編の終章である第9章は，経営組織の革新（分社化，川上持株会社の設立等）と生保版コーポレート・アイデンティティ（ＣＩ）戦略を取り上げる．

(3)第3編は，商品革新と業務の多様化の進展に伴って拡散・増大している経営リスクの管理手法としての財務管理とＡＬＭ（資産・負債総合管理）についての考察が中心となっている．本編の特徴は，1980年代に入って，アメリカのアクチュアリー会と保険監督庁が，保険・金融理論の研究者のアドバイスも受けつつ検討し，著しい発展を遂げつつあるリスク管理とＡＬＭを理論と実践面から体系的に整理・分析している点である（アメリカでも，まとまった体系書はないようであり，わが国の保険学者の研究も皆無といってよい状況にある).

まず，第10章は，生保会社に固有のリスクとその測定方法としてのキャッシュ・フロー分析モデルについて考察する．あわせて，リスクが顕在化した場合の最後の依り所としてのサープラス（自己資本）についても言及する．

第11章では，このように認識された様々なリスクを適切にコントロールしつつ，サープラスを最も適切に配分し，収益の極大化を図るために研究され実践されているサープラス管理について考察する．この生保会社のサープラス管理は，保険技術的な問題もあって，財務管理あるいは金融理論の学者による研究成果もほとんどなく，アクチュアリーを中心に研究されている段階であるが，現代財務管理論の成果の摂取が盛んになされている興味深い分野である．ここでは，理論の展開とともに代表的事例としてリンカーンナショナル社㈱とプロビデント・ミューチュアル社（相）におけるサープラス割当の実務を取り上げている．

このサープラス管理を実効あるものとするには，収益・コスト管理システムの整備が不可欠であるが，第12章は，この主題を扱う．第13章は，資産と負債を総合的に管理し，金利変動リスク等の諸リスクを管理しつつ収益の拡大を図るＡＬＭの理論と実際をレビューする．そして，第14章は，リスク管理の最後の依り所となるサープラスの減少に対処し，自己資本調達（エクイティ・ファイナンス）を主たる目的として株式会社化を図る生保相互会社の脱相互会社化戦略について考察している．

論文審査の要旨

論文審査担当者
- 主査　九州大学　教授　市村昭三
- 副査　〃　〃　深町郁彌
- 〃　〃　〃　丑山　優

本論文は，アメリカを中心に世界的に展開されている金融改革，すなわち銀行・証券・信託・保険等の広義の金融業を巻き込んでの金融革命のもとで，生き残りを賭けたアメリカ生保会社の経営戦略の展開を体系的に考察した野心的な労作である．

本論文は，3編14章から成っている．全体の序論ともいうべき第1編において，アメリカ生保会社が新たな戦略パラダイムを求めるに至った背景を分析し，それを踏まえて第2編では，戦略的マーケティングを，

第3編では，財務管理・ＡＬＭ（資産・負債総合管理）の理論的展開と実態について論述するという構成をとっている．

第1編第1章では，1970年代末から80年代始めにかけての金融自由化の第一フェーズにおいて，なし崩し的に進む業態間の垣根の崩壊過程で，歴史的高金利・高インフレに対応したアメリカ生保会社の商品革命の推進過程が分析・整理される．とりわけリテール分野での伝統的な終身保険から，ローディング（付加保険料），貯蓄部分（キャッシュ・バリュー）および死亡保障部分を分解（unbundle）し，キャッシュ・バリュー部分に市場の実勢金利を保証するユニバーサル保険・変額保険・変額ユニバーサル保険などの，いわゆる金利感応型商品を中核としたニュー・ウェーブ商品の出現と発展が詳述される．また他方ホールセール分野としての団体健康保険・医療サービスにおける新展開，ならびにあらたな企業年金戦略にも言及される．こうした動向は，アメリカ産業構造の変化，従業員退職所得保障法の制定，税制上の優遇措置などが諸要因であるとして具体的に分析している．

第2章では，このような商品革新は，確かにアメリカ生保会社に金融市場における失われた市場の回復，新たな市場創造をもたらしたのである．しかしその反面，業界内外における厳しい競争のもとで，収益力の低下とプロフィット・マージンの縮小という収益構造の変化，あるいは金利変動リスクの増大という「影」の部分をも顕在化させたとしている．

第3章では，前章で分析した「光」と「影」に焦点をあて，アメリカ生保会社にとって，新たな戦略パラダイムが必要になっていく過程を分析している．試行錯誤と混乱を続けるアメリカ生保会社の新たな戦略パラダイム構築への模索は，次の2点に集約されている．一つは市場や顧客の変化，潜在的ニーズを読み取り，生活者の保険・金融ニーズに対応するための精密な市場調査をおこなう「戦略的マーケティングの展開」である．もう一つは新たに生じた金利変動リスクの増大に伴い，生保業界にとって保険契約・資金量の量的拡大が必ずしも収益の増大につながらない状況下において，これらリスクを適切にコントロールしつつ，経営資源の効率化を追及すべくALM（資産・負債の総合管理）のレベルアップを計る様々なリスク管理・財務管理の模索と開発である．

第2編では，近年学問的発展の著しい戦略的マーケティング論に学びつつ，アメリカ生保会社の戦略的マーケティングの展開について詳述している．また多くの生保会社の現実の経営行動を浮き彫りにすると同時に，経営戦略論としての理論的枠組の構築にも注意が払われている．

第4章では，アメリカの生保大手会社が，一様に伝統的生保会社の分野から脱皮した総合的な金融・保険サービス分野を戦略領域とする金融スーパーマーケットを標榜してきたことに言及し，生保会社の行動が，大手商業銀行，大手証券会社およびクレジット会社等々と金融サービスにおいてより一層競争を激化させていく過程を分析している．その際，会社を，独自の領域としてホールセール業務にウェイトを置く戦略と，リテールを含む全方位戦略を展開するグループとに類型化している．

第5章では，前章の経営戦略をもとにして，商品・サービスのポジショニングについてケース・スタディ的に分析している．とりわけ生保会社の金融スーパーマーケット化への傾斜および金融業としての体質強化のために，'80年代中葉に生保会社が多くの新会社設立と買収をおこなったこと，および同時に，急速に対応する事業展開の中で，総合的に収益力の悪化が現われ，それへの対応策として，資本管理（surplus management）の手法が開発されだしたことをあげている．それは「利回り指数」（Yield Index）の開発，ディスクロージャーの改善，および，金利保証型商品の改良に着手するという広範囲なものになってきている．

第6章では，販売チャンネルのポシショニングについて，前章と同じくケース・スタディ的に分析している．また生保の金融スーパーマーケティング化の結果として生じうる従来のライフ・プランナー的役割から，ファイナンシャル・プランナーとしての生保会社の性格の変化を視座に据えて分析している．そのための業界内での独自の教育機関の設置（NASDのライセンス，NEFA等），販売戦略としてのPPGA（複数保険会社の代理店方式）やIMO（独立販売組織）の設立をキッカケとした，販売コストの低減の模索にも言及している．さらに，戦略的に対抗関係にある銀行等に対し，州法銀行と提携する動きが'80年代後半から現われ，お互いの業界への浸透を画策しはじめていることに触れ，これが，明らかに両者の競争関係のより一段階高度になったことを意味するものと位置付けている．

第7章では，銀行業における「リレーションシップ・バンキング」のマーケティング戦略概念を生保業において展開し出した「リレーションシップ・カンパニー」概念を概説している．さらにそれを，マーケティングのセグメント化，コア・サービス，それを進める責任

担当者制度，コミュニケーション・マネジメントについてコンセプトを規定し，それら4つの統合という経営情報システムの構築について概説している．

アメリカの企業年金市場では，年金の資産運用業務と事務管理業務の機能分化・細分化が進み，生保会社でも，銀行信託部・投資顧問会社との間で熾烈な資産競争を展開しているが，第8章第1節では，それについての生保会社の対応について具体的に分析している．アメリカの大手企業・団体向けの企業年金は保険型年金とはいえ，現実には，年金資産の運用・利回りにウェイトがかかってきおり，その効率が年金の受託競争を激化させてきている．そして，そのために，投資年金方式，直接参加保証契約，GIC（年率保証契約）の登場とそれらを目的別ファンドとして設立し，より効率化を促進するための分離勘定の設定があらわれてきた．これら複雑化した方式をさらに，具体的事例を挙げて，その仕組みを詳述解説している．

第2節では，最近のアメリカの医療費急騰に対する，生保の対応について，とくに医療費コストの抑制のためのHMOやPPO等の代替的医療供給システムへの変化について概説している．これらの動きから筆者はアメリカが何らかの形で第三者によって管理（manage）される効率管理システム段階に入ったとの認識に立っている．筆者のこうした状況把握および認識はわが国の今後の医療情報システムに多くの示唆を与えるものでもある．

第9章で，前章までの経営戦略を遂行するための，経営内の組織変化について分析している．つまり，伝統的な「ビューロクラシー組織」を「顧客市場別組織」への再編である．それは，具体的には，事業部門を分割し，子会社（profit Center）化し，一つの統合的組織体を形成する分権型ネットワーク組織化を採用してきている組織変化の分析である．

第3編は，商品改革と業務の多様化の進展に伴って拡散・増大している経営リスクの管理手法としての財務管理とALM（資産・負債総合管理）についての考察が中心となっている．本編の特徴は，1980年代に入って，アメリカのアクチュアリー会と保険監督庁が，保険・金融理論の研究者のアドバイスも受けつつ検討し，著しい発展を遂げつつあるリスク管理とALMを理論と実践面から体系的に整理・分析している点である．

まず，第10章では，生保会社に固有のリスクとして，アメリカのアクチュアリー会（Society of Actuarie）が明らかにしたC_1リスク（信用リスク），C_2リスク（大災害等保険料率設定に伴うリスク），C_3リスク（金利変動ないし価格変動リスク），C_4リスク（一般企業に共通するリスク）とその測定手法としてのキャッシュ・フロー分析モデルについて考察している．あわせて，リスクが顕在化した場合の最後の依り所としてのサープラス（自己資金）についても各リスクとの相互関連性において言及し，リスク管理体制の確立とサープラスの充実という，これまでと全く異なった戦略思考と経営技術が喫緊の課題となっていることを示唆している．

第11章では，このように認識された様々なリスクを適切にコントロールしつつ，サープラスを最も適切に配分し，収益の極大化を図るために研究され実践されているサープラス管理について考察する．各ビジネス・ユニット（プロフィット・センター）のC_1からC_4リスクのレベルに応じてサープラスを分配し，目標収益率（ROE）で究極目的である収益の管理を行うという生保会社独自のユニークな財務管理手法が考察される．この生保会社のサープラス管理は保険技術的な問題もあって，財務管理あるいは金融理論の学者による研究成果はほとんどなく，アクチュアリーを中心に研究されている段階であるが，現代財務管理論の成果の摂取が盛んになされている興味深い分野である．各種リスクの評価にもとづく必要サープラス（required surplus）の導出にあたって，キャツシュ・フロー分を基礎とする回帰分析やオプション・プライシング・モデルの応用が試みられているC_3リスクは，生保会社が資産として保有するモーケージ等の期限前償還請求権としてのコール・オプションおよび約定価格での解約払戻請求権としてのプット・オプションを売り持ちしていることに伴うリスクとみることもできるとしている．ここでは理論の展開とともに代表的事例として2社をとりあげて分析している．

第12章では，サープラス管理を実効あるものとするための，収益・コスト管理システムの整備について分析している．その場合，従来の財務会計報告書に加えて，管理会計の手法を取り入れた管理のための資料（management report）を生保会社に適した形で作成してきており，さらに各部門の管理責任を明確化するための，業績評価の測定システムも導入されてきている．

第13章では，ALMについて概説し，さらに金利変動リスクを如何に管理し，かつ収益の拡大を図るかについてセキュリタリゼーションの展開に触れ，ジャンク・ボンド，LBO（レバレッジド・バイアウト）についても言及し，それらを生保会社が如何に利用しているかをのべている．そして実際のALM投資戦略を，

二，三の会社の具体的事例を挙げ，分析し詳述・解説している．

第14章では，リスク管理の最後の依り所となるサープラスの減少という現実のアメリカ生保会社の現状に対し，自己資本調達（エクイティ・ファイナンス）を主たる目的とした株式会社化を図る生保相互会社の脱相互会社化といった，今後のアメリカ生保会社の企業形態の問題に言及している．さらに，脱相互会社化した場合に想定される問題点をあげ，結局は，当面の生保会社の戦略として収益改善の為の事業組織の再構築をはかってサープラスに対する強い圧迫（surplus strain)を避けるか，自己資本に近い劣後債の発行，証券化によって自己資本の不足を補いつつ，相互会社のメリット（契約者への還元策強化）を強調する戦略の二つに分かれていくことを見通している．

本論文で展開されたアメリカ生保会社の経営戦略，とりわけマーケティング戦略と財務管理アプローチによる収益・コスト管理に関するこのような体系的研究は，わが国はもとよりアメリカにおいても皆無といってよい．また生保会社のサープラス管理は，保険技術的問題もあって，財務管理あるいは金融理論の学者による研究成果もほとんどなく，今後現代財務管理論の成果の摂取が期待されている興味深い新分野である．その意味で，本論文は極めて野心的な注目すべき先駆的研究業績である．経済学博士の学位論文として充分に値するものと考えられる．

林田実氏学位授与報告

報告番号　甲第8号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成2年9月21日
学位論文題名　AIC(Akaike Information Criterion)と計量経済モデル

主論文の要旨

赤池弘次によってAIC（情報量基準）が考案されていらい，分析目的に応じた統計モデルの作成とAICによるその評価という手法が急速に普及しつつある．統計的認識に関連して，赤池が提起した問題点は多様であるが，①検定論の方法論的な前提である「真の分布」に根本的な疑問を提起したこと，および，②統計モデルが，分析目的にしたがって主観的に構成されることを主張したことは，とくに重要である．①，②のような統計的認識の本質に迫る問題提起がなされている以上，統計モデルの作成からAICによる比較・選択にいたる一連の過程を客観的に再構成することが要請されている．

他方，マクロ計量経済モデルの開発と利用は，ケインズ理論を経済理論的な基本フレームに据えることによって研究が積み重ねられ，今日では先進資本主義国の経済分析や経済計画の数量的方法として定着している．しかし，現実のマクロ計量経済モデルには著しい多様性がみられ，モデルのどの部分が経済理論に論拠を持ち，どの部分が統計的方法によって検証されているかの明確でないことが多い．筆者はこのような問題意識にたって，AICの理論が統計的方法論にかんして提起している課題を考察し，新しい観点からマクロ計量経済モデルを作成する手法を提案している．

第2章では，AICの適用を考慮した統計モデルとして，世論調査の解析のために開発されたモデルを考察の対象としている．標本抽出が単純ランダムサンプリングによって行われるとすると，ある質問項目にたいする回答結果は多項分布にしたがう．この分布は，研究者の分析目的に依存せず，客観的に存在しているので，「客観分布」と呼ぶことができる．研究者はその分析目的（二つの質問項目間の独立性の検証など）に応じて，この「客観分布」に変形を加え，必要な確率分布を作成する．このような確率分布を「間客観統計モデル」とよぶ．最後に，「間客観統計モデル」に適当なパラメトラリゼイションを施すことによって「比較統計モデル」を構成し，AICによってモデルの評価を試みる．こうして，統計モデルの作成からAICによる比較・選択にいたる一連の過程は，「客観分布」，「間客観統計モデル」および「比較統計モデル」という三つの概念によって再構成される（第2節）．

マクロ計量経済モデルの構築にあたって適用される同時方程式モデルはひとつの統計モデルである．しかも攪乱項は客観的に存在するのではなく，データ解析のために操作的に導入されるものであるから，同時方程式モデルは「間客観統計モデル」の一種とみなされる．したがって，同時方程式モデルの妥当性を検討するには，「間客観統計モデル」としての機能，すなわち分析目的にたいする適合性，を評価することが重要である．このような観点に立った考察の結果として，同時方程式モデルが，①外生変数と内生変数とを区別する機能を有しておらず，②モデルの規模を客観的に決定することができないことが指摘される（第3節）．

第3章では，制限情報最尤法の導出法に着目するこ

とによって，二つの「間客観統計モデル」とそれに対応する AIC（AIC_s，AIC_c）を導いている．AIC_s は「単一方程式に含まれる内生変数」が固定されており，かつ，「全体系に含まれる先決変数」および「単一方程式に含まれる先決変数」が異なるモデル比較に適用される．また，AIC_c は「全体系に含まれる内生変数」が固定されており，かつ，「単一方程式に含まれる内生変数」，「全体系に含まれる先決変数」および「単一方程式に含まれる先決変数」が異なるモデル比較を行うことができる．前述の同時方程式モデルの問題点にたいしては，①目的内生変数（本来的な内生変数）ごとに方程式を作成し，② AIC_c によって「単一方程式に含まれる内生変数」を決定する，③最後に AIC_s によって，「全体系に含まれる先決変数」および「単一方程式に含まれる先決変数」を確定する方法を提案している．（AIC_c-AIC_s 法）

第4章では，AIC_s の適用条件を備えたモデルとしてクラインモデルⅠをとりあげ，t 検定と AIC_s のモデル比較能力について検討している．また，第5章では，クラインモデルⅠのデータにたいして，消費および投資を目的内生変数とするモデルを構成し，それに AIC_c-AIC_s 法を適用している．いずれの事例においても，筆者の提案した手法は良好な結果を得ている．

マクロ経済のデータは計量経済モデルの方程式数に比してその数が少なく，また多重共線関係も強い．このようなデータを解析する統計モデルとしては，同時方程式モデルには不十分な点が多い．したがって，必ずしも同時方程式モデルにとらわれず，少数データの解析に有効なベイズ型モデルなどを積極的に導入し，新しい観点にたつ経済分析のための統計的方法を構築していくことが今後の課題である．

論文審査の要旨

論文審査担当者
- 主査　九州大学　教授　濱砂敬郎
- 副査　〃　〃　児玉正憲
- 〃　〃　〃　岩本誠一

1973年に，赤池弘次によって AIC（赤池情報量基準）が創案されていらい，分析目的に応じた統計モデルの作成と AIC によるその評価という手法が急速に普及しつつある．それは，従来の仮説検定論を基本とする数理統計学にたいして，「情報量統計学」と呼称されるほどに新しい統計的方法論として確立しつつある．本論文は AIC 理論に立脚することによって，統計解析過程を再構成するとともに，佐和隆光・森棟公夫の同時方程式モデルと AIC にかんする研究を発展させ，新しい観点からマクロ計量経済モデル作成の手法を提案している．その章別編成は次のとおりである．

第1章　問題意識と研究の視角
第2章　統計解析過程の吟味
第3章　AIC と同時方程式モデル
第4章　AIC_s の適用
第5章　AIC_c-AIC_s 法の適用
むすび

第1章では，統計的方法にかんする赤池の論点を，①従来の仮説検定論が前提とする「真の分布」の存在にたいする疑問点，②統計モデルの主観性，および③統計モデル相互の比較の重要性の3点に要約している．①②③のような統計的方法の本質にせまる問題点に答えるために，統計モデルの作成から AIC によるモデルの比較・選択にいたる一連の過程を客観的に再構成することが，数理統計学の今日的課題として要請されていることを明らかにしている．

ところで，計量経済モデルの開発と利用は，ケインズ理論を経済理論的な基本フレームに据えることによって研究が積み重ねられ，今日ではマクロ計量経済モデルが先進資本主義国の経済分析や経済計画の数量的方法として定着している．筆者は，現実のマクロ計量経済モデルの多様性に着目し，モデルのどの部分が経済理論に論拠をもち，どの部分が統計的方法によって検証されているのか明確でないと指摘したうえで，より合理的なモデル選択の手法の必要性を主張している．

第2章では，AIC の理論にもとづく統計解析過程の方法的性格を明らかにするために，世論調査におけるカテゴリカルなデータ解析モデルを考察の対象としている．標本抽出が単純ランダムサンプリングによって行われるとすると，ある質問項目にたいする回答結果は多項分布にしたがう．この分布は，研究者の分析目的に依存せず，客観的に存在しているので，「客観分布」と呼ぶことができる．研究者は，その分析目的に応じて，この「客観分布」に変形を加え，必要な確率分布を導く．このような確率分布を「間客観統計モデル」とよぶ．最後に，「間客観統計モデル」に適当なパラメトラリゼイションを施すことによって「比較統計モデル」を構成し，AIC によってモデルの評価を行う．こうして，統計モデルの設定から AIC による比較・選択にいたる一連の過程は，「客観分布」，「間客観統計モデル」および「比較統計モデル」という三つのモデル概念によって再構成される（第2節）．

マクロ計量経済モデルの構築において用いられている同時方程式モデルは，一つの統計モデルである．しかも攪乱項は客観的に存在するのではなく，データ解析のために操作的に導入されるから，同時方程式モデルは「間客観統計モデル」の一種とみなされる．したがって，同時方程式モデルの妥当性を検討するためには，「間客観統計モデル」としての機能，すなわち分析目的にたいする適合性を評価することが重要である．このような観点に立った考察の結果，同時方程式モデルはそれ自身のモデルの規模を客観的に決定できないことが基本的な問題点の一つとして明らかにされる（第3節）．

第3章では，同時方程式モデルのパラメータの推定法である制限情報最尤法の導出法に着目することによって，二つの「間客観統計モデル」とそれに対応するAIC（AIC_s，AIC_c）を導いている．AIC_sは「単一方程式に含まれる内生変数」が固定されており，かつ「全体系に含まれる先決変数」および「単一方程式に含まれる先決変数」が異なるモデルの比較に適用される．また，AIC_cは「全体系に含まれる内生変数」が固定されており，かつ「単一方程式に含まれる内生変数」，「全体系に含まれる先決変数」，および「単一方程式に含まれる先決変数」が異なるモデルの比較を行なうことができる．前述の同時方程式モデルの問題点にたいしては，①目的内生変数（分析の対象となる内生変数）ごとに方程式を作成し，②AIC_cによって「単一方程式に含まれる内生変数」を決定し，③最後にAIC_sによって，「全体系に含まれる先決変数」と「単一方程式に含まれる先決変数」を確定する方法を提案している（AIC_c-AIC_s法）．

第4章では，AIC_sの適用条件を備えたモデルとしてクラインモデルIをとりあげ，パラメーターの検証方法として一般的に用いられているt検定とAIC_sのモデル選択能力を比較検討している．また，第5章では，クラインモデルIのデーターにたいして，消費および投資を目的内生変数とするモデルを構成し，それにAIC_c-AIC_s法を適用している．いずれの事例においても，筆者の提案した手法は良好な結果を得ている．

本論文は，統計モデルの設定とAICによるその評価という新しい統計的方法を統計解折過程としてとらえ，これを再構成し，その成果をもとに新しい角度から計量経済モデルの抱える課題－計量経済モデルの規模の決定基準－を明らかにするとともに，その解決のための手法をも提案した力作である．統計的仮説検定にもとづく従来の方法枠組みを超え，計量経済モデルの非主観的な設定という領域に一歩踏み込んだものと評価することができる．

したがって，この研究は経済学博士（課程博士）の学位を授与するに値するものと認める．

山口稲生氏学位授与報告

報告番号　乙第88号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成3年1月31日
学位論文題名　会計構造の基本問題

主論文の要旨

本論文は，会計構造の理解に関する基本的な視軸を明らかにすることを試みたものである．それは次の9章から構成されている．

第1章，貸借複式簿記の機能と構造
第2章，数量計算論の誤謬
第3章，損益計算と持分計算
第4章，中国記帳法の特質（I）
第5章，中国記帳法の特質（II）
第6章，複式簿記の貸借構造と増減構造
第7章，カレントコスト会計の構造（I）
第8章，カレントコスト会計の構造（II）
第9章，棚卸資産評価差額とギアリング修正益

以上の9章は，3つの部分に分けて論じられている．まず，第1章から第3章までの第1の部分では，資本主義社会の企業会計において支配的に採用されている貸借複式簿記の構造的特質を，資本主義的所有関係のもとでそれが果たす機能との関連で考察している．また，第4章から第6章までの第2の部分では，前3章に対比して社会主義国，中国で展開された3種の記帳法－複式現金収支記帳法，財産収支記帳法，増減記帳法－の発展過程とそれらの構造的特質を，社会主義的所有制のもとでそれらが果たす機能との関連で考察したものである．また，第7章から第9章にいたる第3の部分では，インフレーション会計の一形態であるカレントコスト会計の，他の形態とは異なる構造上の特質と，それに由来する特異な効果について主として1970年代後半，イギリスで展開されたインフレーション会計を素材に考察している．

以上の各部分の各章の概要は，次のようである．

まず，第1章では，貸借複式簿記は，T字型勘定という計算形式を用いることによって財産の管理と損益

計算という2つの機能を遂行するものとして歴史的に発展しながら，こんにちにいたっていること，そしてそれらの機能は，T字型勘定の一元的理解を前提とし，財産系統の勘定をプラス系統の勘定，資本系統の勘定をマイナス系統の勘定と理解することによって，はじめて，十全に説明することが可能であることを論証している．

第2章は，前章を補完しており，R. R. Sterling の数量計算論を批判することによって，前章で展開した貨幣資本価値計算の体系としての貸借複式簿記の構造を理解することの重要性を説いている．

第3章は，企業形態の発展にともない，所有関係が複雑化し，自己資本の所有者の複数化という現象が生ずると，資本の管理が必然的に要請されることから，損益計算は元本の維持計算と持分計算となって現れることを論じ，そしてその相互関係から会計構造の歴史性と制度性の析出を試みている．

第4章は，貸借複式簿記に対比して，中国の記帳法の損益計算上の構造的特質を論じている．中国の記帳法は，その源流である中国古来の現金収支記帳法から複式現金収支記帳法，財産収支記帳法，増減記帳法へと展開されるが，本論文はこの過程を会計の管理と損益計算という2つの機能から照らし出し，損益計算中心主義から管理重視主義への重点移行過程として捉えている．そして，この過程を，これらの諸記帳法のそれぞれの計算構造に関わらしめて論証している．

第5章では，第4章において，管理主義的会計としては，同質的側面をもつと把握された財産収支記帳法と増減記帳法が，所有関係とそれを反映する会計構造という視角からは，異質的側面をもつことが論じられている．すなわち，財産収支記帳法は1960年以後の人民公社における社員と集団との間の収益の分配をめぐる関係を反映するものとして構造化されているのに対して，増減記帳法は全人民所有制に基づく国営企業における国家と企業との関係を反映し，企業の国家に対する責任，および国家の企業に対する責任の関係を反映するものとして構造化されていると論じている．

第6章は，第1章で論じた貸借複式簿記と前章で論じた増減記帳法の構造的特質を損益計算という視点から比較検討している．

そして，本章の結論は，両者の相違点は結局のところ，貸借複式簿記においては，資本勘定をマイナス系統の勘定として措定するのに対し，増減記帳法は源泉勘定をプラス系統の勘定として措定すること，したがって，前者はストック比較の論理を具有するのに対し，後者はこれを欠くという点にある，と論じている．そして，このことは，貸借複式簿記が資本主義社会における企業の私的所有計算として構造化されているのに対し，増減記帳法は社会主義社会における資金の維持・蓄積に関する国家政策のもとでの，企業の管理計算として構造化されていることを意味すると論じている．

第7章においては，インフレーション会計または，物価変動会計といわれる諸形態のうち，とくにカレントコスト会計を取り上げ，その特異な構造とそれに由来する特異な効果を，第1章で論じた貸借複式簿記の基本構造に照して，損益計算機能との関連で論じている．そしてカレントコスト会計が，実体資本維持の立場を代表する会計方法であるためには，期首の物的資本の恒常的な存在と回転を前提としてければならないことを指摘している．

第8章では，カレントコスト会計のこの特異な効果は，貸方，持分関係にも同様に現れ，源泉のいかんにかかわらず，その源泉の一部を資本の一部として取り込む源泉の振替効果として現れることを指摘している．そして，その源泉が負債である場合には，単なる源泉の振替という問題を越えて，実体資本維持的債務者利得の隠蔽という期間損益計算上の問題を包含するものであることを指摘している．

第9章は，第8章で展開された純額実体資本維持の立場に立つカレントコスト会計の論理と，それを反映する計算構造をより深く理解するために，1974年から1980年のSSAP16の刊行にいたるまでの間に，イギリスで行われたインフレーション会計論争を紹介し，論評したものである．

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	津守常弘
	副査	〃	〃	西村　明
	〃	〃	〃	藤田昌也

現在，会計学は新たなる歴史的な転換の時期を迎えている．この転換は，規模において未曽有であるばかりでなく，会計的諸概念ひいては「会計」概念そのものの意味さえも改変させ，さらには伝統的な会計的計算の構造とその存在意義を否定し去るとすら思わせる程にラディカルである．このような嘗てない歴史的時期に際会して，提起されている問題に単にトピカルな視点から接近するのではなく，その根底にまで遡って

理論的な分析を試み，その本質を摘出し，更に進んで真の解決の方向を模索し発見することは，たとえ至難の業であるとしても会計学徒にとって避けて通ることのできない喫緊の課題である．

山口稲生氏の論文『会計構造の基本問題』は，会計学の領域で個別資本循環説を継承・発展させるという立場から，とくに「会計構造」の理論を構築することによって，このような現代的課題に応えようとする著者の永年に亙る真摯な研究成果の結晶である．

本書は内容的に密接に関連した三つの部分から構成されている．すなわち，まず，第一の部分(第1章～第3章）では，資本主義社会の企業会計において支配的に採用されている貸借複式簿記の特質が資本主義的所有関係のもとにおいて果たすその機能との関連において究明される．ついで，第二の部分(第4章～第6章)では，社会主義中国において展開された三種類の記帳法，すなわち複式現金収支記帳法，財産収支記帳法，増減記帳法の発展過程と構造的特質が社会主義的所有制のもとで果たすその機能との関連において考察され，第一の部分の考察が更に深められている．最後に，第三の部分（第7章～第9章）では，主に1970年代後半英国において展開されたインフレーション会計を素材として，インフレーション会計の一形態であるカレント・コスト会計の構造上の特質とそれに由来する特異な効果についての考察が試みられ，前章までの分析が一層具体的な次元で検証されている．

以上の構成にもとづき，著者は，まず第1章「貸借複式簿記の機能と構造」において，貸借複式簿記がT字型勘定という計算形式を用いることによって財産管理と損益計算という二つの機能を遂行するものとして歴史的な発展を遂げてきたこと，しかも，T字型勘定の一元的理解を前提とし，財産系統の勘定をプラス系統の勘定，資本系統の勘定をマイナス系統の勘定と措定することによって初めて，それらの機能を十全に説明することが可能であることを論証している．

著者のこのような理解は，(貸借複式簿記の構造に関する有力な一見解である）二重分類簿記説に対する批判を意味するものであり，同時にまた，現在，中国において用いられている増減記帳法と貸借複式簿記との構造・機能上の相違を鮮明にし，資本主義社会における企業の計算形式としての貸借複式簿記の特質を浮き彫りにしようとする著者の意図を示すものである．

今日，会計学の分野においては，会計の本質を情報と解し，財務情報と並んで数量乃至物量的情報を会計情報の重要な要素であると強調する会計情報論の主張が重要な地位を占めてきている．著者は，第2章「数量計算量の誤謬」において，このような見地に立つ論者の一人であるR. R. Sterlingの数量計算論を取り上げ，かれの主張について，一方では数量会計の精緻化による会計の管理機能の高度化の努力という点では一定の評価を与えながらも，他方，この側面を強調する余り，企業会計が，本来，数量計算を内包しながら結局は資本価値計算へと統合されざるを得ないという立体的構造をもつことを看過しているという点を批判する．

本章におけるこのような考察をつうじて，前章で展開された，貨幣資本価値計算の体系として貸借複式簿記の構造を理解することの重要性が再確認され，前章における分析が補完される．

第3章「損益計算と持分計算」においては，企業形態の発展によって所有関係の複雑化・自己資本所有者の複数化という現象が生ずるに伴い，資本の管理が必然的に要請され，かくして，損益計算が元本の維持計算と持分計算となって二重化して現れることが論じられ，さらに，これら両者の相互関係から会計構造の歴史性と制度性の析出が試みられている．また，本章においては，株式会社が一般化する段階になると，元本の維持計算の論理からは「資本金の固定化」という会計構造が必然的に現れることになり，さらに，持分計算の論理からは「持分の動化」現象を媒介として会計の報告・伝達という機能が重視されることになる，ということが論証されている．

第3章におけるこのような著者の見解は，株式会社における「資本金の固定化」という会計構造の特質の根拠を自己資金の論理に求め，さらに，それを会計の報告機能との関連で論じたという点で，ユニークな特色を具えている．

第4章「中国記帳法の特質（Ⅰ)」において，著者は，前章までの諸章における貸借複式簿記に関する理論的考察を念頭に置きながら，中国における記帳法の損益計算上の構造的特質を俎上に載せ考究する．中国の記帳法は，その源流である「土法」としての現金収支記帳法から複式現金収支記帳法，財産収支記帳法，増減記帳法へと発展してきた．著者は，この発展過程を会計の大衆化の過程として理解する見解に対置して，会計の管理と損益計算という二つの機能に視点を据え，上記の諸記帳法のそれぞれの計算構造と関連させながらこの過程を捉え直そうとする．その結果，この発展過程が，現金収支記帳法から出発して（その形態を母体として貸借複式簿記と構造的な同型性をもち，した

がって同型の損益計算構造を有する）複式現金収支記帳法へと一度は到達しながらも，その財産管理機能上の欠陥のために，財産収支記帳法，増減記帳法へと展開せざるを得なかった過程，損益計算中心主義から管理重視主義への重点移行の過程であるという注目すべき結論に到達している．

第5章「中国記帳法の特質（II）」では，すでに第四章において管理主義的会計としては同質的側面をもつものとして把握されていた財産収支記帳法と増減記帳法とが，所有関係とそれを反映する会計構造という視角から改めて捉え直され，両記帳法の次ような異質性が析出されてる．

すなわち，まず財産収支記帳法の特質は，この記帳法が1960年以後の人民公社における収益分配をめぐる社員と集団との関係を反映するものとして構造化されていることであり，また，上記の関係を社員と集団との債権・債務関係として捉えざるを得ないということに関連して，この記帳法が負数の残高をもつマイナス系統の勘定をその基本等式の左辺に併存せしめる構造になっている点にある．他方，増減記帳法の特質は，この記帳法が全人民的所有制に基づく国営企業における国家と企業との関係を反映する会計構造であり，一方では国家より提供された資金の管理を主題としながら，他方では国家に対する企業の責任関係及び企業に対する国家の責任関係を反映するものとして構造化されている点に求められる．

本論文の第二部分の最終章である第6章「複式簿記の貸借構造と増減構造」においては，第1章における貸借複式簿記に関する理論的考察と前章における増減記帳法の特質に関する考究とが総合されている．すなわち，本章で著者は，第1章で論じた貸借複式簿記と前章で考究した増減記帳法との構造的特質を損益計算という視点から比較検討し，両者の相違が，結局のところ，貸借複式簿記においては資本勘定をマイナス系統の勘定として措定するのに対し，増減記帳法においては源泉勘定をプラス系統の勘定として措定すること，したがって，前者がストック比較の論理を具有しているのに対し後者にはそれが欠如しているところにあるという結論に達している．

著者は，また，両方法の間にこのような相違が生ずるのは，貸借複式簿記が資本主義社会における企業の私的所有計算として構造化されているのに対し，増減記帳法が社会主義社会における資金の維持・蓄積に関する国家政策のもとでの企業の管理計算として構造化されていることに基づくものであると主張している．

このような著者の見解は，会計構造を常に所有関係と関連づけて把握しようとする著者の一貫した観点の現れであって，この観点こそ，文字通り本論文を貫く「アリアドネの導きの糸」にほかならない．

第7章から第9章に至る三章は，とりわけ第一の部で展開された基礎理論の具体的次元への適用であり，検証である．

著者はまず，第7章「カレントコスト会計の構造（I）」において，インフレーション会計または物価変動会計と呼ばれる会計の諸形態の内，とくにカレント・コスト会計を取り上げ，その特異な構造とそれに由来する特異な効果とを，第1章において解明した貸借複式簿記の基本構造に照らして損益計算機能との関連において論じている．ここでは，カレント・コスト会計をもって，実体資本維持の立場を代表する会計方法と解し，在高評価及び消費評価をカレント・コストによって行なうと見做す通常の考え方に対し，それが成立するための不可欠の前提は期首の物的資本の恒常的な存在と回転であることが主張される．しかるに，1980年英国で公表されたSSAP16の中などで展開されたカレント・コスト会計はこの前提を欠如しており，したがって実体資本維持の論理とは必ずしも正確に対応する計算体系とはなっていないこと，とくに成長企業においてはカレント・コスト会計は期首の物的資本以上の資本を自動的に蓄積するという機能をもつということが論じられる．

第8章「カレントコスト会計の構造（II）」においては，著者は更に考察を深め，上述のようなカレント・コストの特異な効果が貸方の持分関係にも同様に現れ，源泉の如何にかかわらず，その源泉の一部を資本の一部として組み込む「源泉の振替効果」として現れること，さらに，いま，この源泉が負債である場合には，負債の返済が借入時点の契約額に固定されている結果，この振替額は単なる源泉の振替という次元を超えて，実体資本維持的債務者利得の隠蔽という期間損益計算上の問題を内包することになる，と指摘する．

さらに，著者は，純額実体資本維持説に基づくカレント・コスト会計をもって，自己資本に対しては実体資本維持計算を，他人資本に対しては名目資本維持計算を適用したカレント・コスト会計であると規定する通説の理解を批判するとともに，それをもって，実体資本維持的貨幣損益を実体維持思考の中に導入したカレント・コスト会計であるとする独自的な規定を行い，この方法を条件付きで評価する．

第9章「棚卸資産評価差額とギアリング修正益」は，

第8章で展開された純額実体資本維持の立場に立つカレント・コスト会計の論理と，それを反映する計算構造をより深く理解するために，1974年～1980年（SSAP16の公表），英国で展開されたインフレーション会計論争を紹介・論評したものである．著者は，この論争過程，すなわち結局は各論者の主張がW. Godly & F. Crippsの提唱する純額実体資本維持説に立脚するカレント・コスト会計へと収斂し，SSAP16として結実する過程を追跡する．その結果，著者は，実額実体資本維持説の立場に立つカレント・コスト会計の前提－ギアリング修正益に相当する追加的負債の調達とそれによる期首ギアリング率の保持－を確認し前章の結論を再確認している．

以上により明らかなごとく，本論文は，第一の部における貸借複式簿記の基本構造に関する著者の独自的な丹念な分析，とりわけ「資本」に関するユニークな理解から出発し，まず第一に，それを更に社会主義中国における各種記帳法との比較分析を通じて検証・深化し，第二に，それを英国におけるカレント・コスト会計の構造と効果の問題への適用を通じて検証・深化するという首尾一貫した方法によって貸借複式簿記の基本構造の研究に新しい注目すべき知見を加えたものと評価することができる．このようにして，本論文は，いわば，第一の部を土台とし，なかでも第1章を礎石として組み立てられた一つの構築物というべきものである．この構築物の要石は「資本」に関する著者の独自的な理解である．

十数年に亙る著者の苦闘の結晶である「資本」に関する独自的解釈とそれを要石として構築された本論文の内容は，ひとり個別資本循環説に対してばかりでなく，広く学界全体に対する貴重な貢献であり，すでに一定の評価を与えられている．まことに，情報論一般への会計学の解消とさえ見紛う時流の只中で，貸借複式簿記の基本構造を執拗なまでに究明しようとする著者の努力は貴重である．

また，本論文を中心とした専攻分野に関する専門知識についても，本人の研究歴ならびに研究業績などから判断して，十分であると考えられる．

以上により，本論文は，経済学博士の学位を授与するに値するものと認める．

数阪孝志氏学位授与報告

報告番号　甲第9号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成3年1月31日
学位論文題名　アメリカの金融構造と商業銀行

主論文の要旨

本論文は，両大戦間期より現在に至るまでの時期のアメリカ商業銀行の業務展開の特質を検討したものである．

全体は2部に分かれている．

第1編の「金融構造の変化と商業銀行の業務展開」では，アメリカの両大戦間期から1960年代に至るまでの金融環境の変化とそれに対応した商業銀行の業務展開について検討した．

第1章「戦間期の商業銀行と転嫁流動性理論」では，1920年代前後に「新しい銀行理論」として登場した転嫁流動性理論の特徴を当時の商業銀行を取り巻く金融環境の検討をベースに分析した．証券市場の拡大に伴う商業銀行の流動性の軸点の変化がその背景にある．

第2章「大恐慌と金融制度の転換」では，20年代の商業銀行の証券業務への積極的な取り組みを，銀行債権部と証券子会社の活動を通して分析した．また大恐慌以後のグラス・スティーガル法による商業銀行業務と投資銀行業務の分離制度の導入という金融制度の大きな転換について検討を加えた．商業銀行が証券業務を手掛けた際の不正が分離制度の導入につながっているが，商業銀行は投資銀行業務を遂行しえることを示した．

第3章「戦間期の商業銀行とターム・ローン」では，30年代末から40年代初頭にかけての商業銀行の中長期貸付＝ターム・ローンの展開について，その形態的特徴とリスク管理・収益確保の点からみた銀行行動における意義を検討した．30年代後半の特殊な金融環境下にあったとはいえ，商業銀行は貸付の中長期化によって過剰貨幣資本の新たな運用を図ったのであった．

第4章「第2次大戦後の商業銀行」では，50・60年代におけるターム・ローンの拡大を基礎に商業銀行の業務展開の特質について検討した．とくにニューヨーク所在の大商業銀行は，その相対的な地位の低下に対応してCDを導入し市場性の資金調達へ踏込んでいった．このことは流動性や収益の確保においてそれまで

の資産側面の調整から負債側面の調整へ，商業銀行の目が移っていったことをあらわしている．

第2編の「現代アメリカの商業銀行」では，1980年代の商業銀行の業務展開と金融制度改革問題への影響について検討した．

第5章「セキュリタイゼーションと商業銀行」では，企業金融の証券化と貸付債券の証券化＝金融資産の証券化をセキュリタイゼーションの2つの基本的な側面とみる視点からその特徴を検討した．セキュリタイゼーションの進展によって証券市場は1980年代には急速に拡大した．本章ではそのような市場の拡大と新たな証券創出過程についての検討をもとに，商業銀行が各側面の証券化に対応している状況を，資産・負債構成の変化と関わらせてみた．

第6章「M&Aムーブメントと商業銀行」では，1980年代のM&Aの特徴と商業銀行の関わりについて検討した．80年代のM&Aにおける特徴的な形態はLBO等のレバレッジ型買収の拡大である．この過程は証券市場での資金調達の目算によっていわば「マネー・ゲーム」的な拡大をしたが，商業銀行は単なるローンの出し手としてだけでなく積極的な買収案件の斡旋・仲介者としても活動している．

第7章「金融制度改革論議と商業銀行」では，商業銀行の業務展開がグラス・スティーガル法修正論議にどの様に結びついているのかを検討した．第2次大戦以降商業銀行はグラス・スティーガル法のループ・ホールを利用して各種の証券関連・投資銀行業務に参入していった．そのことがグラス・スティーガル法の修正をめぐる今日の議論の大きな動因となっている．本章では，具体的な業務参入の検討とともに，議会内外でのグラス・スティーガル法修正に関する論争をみ，議会での立法の推移を検討した．

論文審査の要旨

論文審査担当者
- 主査　九州大学　教授　深町郁彌
- 副査　〃　〃　荒牧正憲
- 〃　〃　助教授　川波洋一

1980年代には企業と銀行・金融機関とのあいだにセキュリタイゼーション＝証券化とM&A＝企業買収・合併が大きなかたまりをみせた．そして銀行制度には1970年代からコンピューターと通信の技術革新で支払・決済技術の著しい進歩が行われていた．この支払・決済技術の進歩は，銀行制度を基軸にした現金通貨の節約すなわち信用創造機能の展開と大きく関連するものであった．

本論文の筆者数阪氏は，こうした商業銀行の支払・決済技術の進歩，そして支払・決済業務の改革に支えられて，セキュリタイゼーションとM&A運動が展開されてきたと考えている．伝統的な預金・貸付という「本来の業務」に関連させることで，証券業務・投資銀行業務という金融仲介業務が多角的に展開されてきたというのである．「商業銀行は他の金融仲介機関とは異なりこの決済機能を保持しているからこそ金融構造の中心に位置しているのである．商業銀行の貨幣取扱資本としての機能，貨幣資本の管理機能である．この管理する貨幣資本の範疇に，擬制資本市場の発展により擬制資本がはいり，商業銀行はその本質機能のゆえに証券業務との関連を自ら作り出すのである」．

本論文は，1920年代から30年代，1950年代から60年代を，1970年代から80年代末までと対比することによって，アメリカ商業銀行の証券業務関連の取込みを跡づけ理論化しようとしているのである．本論文は，第1編「金融構造の変化と商業銀行の業務展開」と第2編「現代アメリカの商業銀行」から構成されている．第1編は，第1章「戦間期の商業銀行と転嫁流動性理論」，第2章「大恐慌と金融制度の転換」，第3章「戦間期の商業銀行とターム・ローン」，第4章「第2次大戦後の商業銀行」である．第2編は，第5章「セキュリタイゼーションと商業銀行」，第6章「M&Aムーブメントと商業銀行」，第7章「金融制度改革論議と商業銀行」から成っている．

本論文では，はじめに近代的銀行制度がいち早く確立したイギリスで発展した「商業銀行主義」が理念としてアメリカへ導入されたこと，そしてイギリスとは異なった金融環境のもとで異なった銀行制度が形成され，証券，信託など多角的に業務展開した銀行を商業銀行と呼んだことが紹介される．イギリス流の「商業銀行主義」とは，商業銀行が割引くのは換金の確実な短期商業手形に限らるべきだということである．「真正手形原理」(real bill doctrine) である．真正手形に割引を限定することによって，商業銀行は短期預金に見合う流動性の源泉を真正手形の「自己流動性」(self liquidity) に求めることができる．商業銀行の果たす機能のうち本質的なものは信用創造機能，すなわち手形割引のさい自己宛の債務証書（銀行券）を出すか，要求払預金を借手の勘定に設定するか，である．アメリカの商業銀行は，短期金融市場が未発達で証券市場と深く関連して発展してきた．したがってそれらの銀行

信用は，短期の商業貸付だけではなく，長期貸付，そして不動産担保，証券担保の貸付が多かった．商業銀行の流動性は，証券市場の証券売買に立脚する「転嫁流動性」(shiftability) に求められるにいたった．

1920年以前，初期の転嫁流動性論を唱えたアンダーソン(B. M. Anderson)，モールトン(H. G. Moulton)は，アメリカの商業銀行は，商業貸付だけでなく証券関連の貸付・投資に比重がかかってくるため，それらの信用創造操作を証券市場での証券売買と結びついた転嫁流動性に求めるべきだといっている．自己流動性は，再生産過程の連続性に立脚していた．転嫁流動性論では再生産過程の連続性とは切断された金融流通における証券売買に信用創造を皮層化してとらえたのである．さらにウェスターフィールド (R. B. Westerfield) の1933年論文にたいして，中央銀行を流動性供給機関として位置づけて,「私信用段階の転嫁流動性理論の総括的まとめであると同時に，公信用を内在化させた広義の転嫁流動性論への橋渡しの位置を占めるもの」と評価するのは興味深い．1933年にはじまる管理通貨制下の政府関係機関によるキャッシュ・フローの公的保証につながるロジックである．

商業銀行は証券市場と深く結びつくことで転嫁流動性を獲得し信用創造能力をあたえられたとすると，証券市場が歴史的にどのように変転し拡大していったかをそれぞれの章で追跡しなければならない．企業買収・合併の波からいうと，1900年前後は第1次企業合同運動，1920年代は第2次寡占形成，1960年～75年は第3次のコングロマリット合併，それ以降から現在までは第4次のメガ合併である．そして1930年代の管理通貨制下ではターム・ローン，住宅モーゲージ・ローン，消費者信用など新しい銀行信用の形態が公的保証を得て消費者層にも展開してきた．そして証券市場には民間債のほかに第1次大戦中の自由公債，戦勝公債などの公債に始まって30年代の大不況，第2次大戦においても公債の大量発行・累積が続いている．商業銀行は元来債券部を持ったものがあり，1920年代の第2次寡占形成のさいには，銀行債券部を証券子会社に転換し，証券市場との関連を深めた．産業企業の内部資金の蓄積・自己金融の進展で，銀行からの商業貸付が停滞した．連邦準備加盟銀行は民間債の保有を増やし，公債も絶対額を増加させていた．1929年の証券パニックに端を発する大恐慌に対処するため，商業銀行業務と投資銀行業務を分離する1933年のグラス・スティーガル法 (Glass-Steagall Act) が制定された．

第2次大戦後のアメリカの経済成長で1965年まで企業（非金融・非政府）の借入＝間接金融の，証券＝直接金融にたいする比率が上昇し，66年からは逆に借入比率は低下していた（47年に50％の借入比率が65年60％，71年55％）．またニューヨーク市中銀行の公債投資の貸付にたいする比率は1950年にほぼ同じであったが，69年には4分の1に低下した．同じニューヨーク市中銀行の商工業貸付におけるターム・ローンのシェアは67年には60％を越える水準まで上昇した．1965年金融引締めにはいり66年，69年には信用逼迫がひき起こされた．金融緩和で金利が下がって，公債を中心に証券市場が円滑に機能している場合には，商業銀行には転嫁流動性と信用創造能力があたえられる．しかしこの局面でのように，公債を含めた証券の比率が低下し金利が上昇すれば，商業銀行・金融機関は，保有証券の価格下落とターム・ローンのための金利リスクという資産リスクにたいして，自ら新たな債務形態を作り出してヘッジ操作を行うことが必要である．譲渡性預金 (CD)，銀行持株会社のコマーシャル・ペーパー (CP) 等々が，貸付債権の証券化によって作成された．変動相場制にはいると，為替リスク，金利リスクなどが民間取引レベルに下降するから，公信用でキャッシュ・フローを保証してモーゲージ証券を作り出していかなければならなかった．本論文ではこうした点の解明は詳細である．

さらにセキュリタイゼーションとの関連では1980年代後半のM&A運動に言及しておかなければならない．この点，アメリカだけでなく，国際的規模での企業買収・合併運動，しかもLBO（買収する相手企業を担保に入れるLeveraged Buy-Out)，そしてその買収資金を調達するジャンク債(Junk Bond，高利回り債)などの説明は的確である．ドルが基軸通貨であって財政赤字と金融緩和を維持した管理通貨・変動相場下の世界システムが描き出されている．

本論文の功績は，アメリカの商業銀行のセキュリタイゼーションと企業買収・合併運動という金融仲介業務を，歴史的パースペクティブのもとに，信用創造機能と結びつけて問題を提示し，一つの解答を出したことにある．資本の「流通時間の止揚」による資本と貨幣の節約と「資本の量的制限」の止揚という信用の二つの系列をどう接合するかは現在の課題である．この点で本論文の学界への問題の提示と解答は大きな議論をよび起こすこととおもわれる．本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認められる．

古賀和文氏学位授与報告

報 告 番 号　乙第89号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成3年3月27日
学位論文題名　20世紀フランス経済史の研究
　　―戦間期の国家と産業―

主 論 文 の 要 旨

本論文は，両大戦間期フランスにおいて，18世紀末のブルジョワ革命以来の「営業の自由」の保持という伝統に対して高揚する産業組織化及び国家介入の拡大の必要性とその具体的形態を検討し，現代フランス資本主義の構造的特質の解明を企図したものである．

第1章は，総力戦として展開する第一次対戦中に，フランス資本主義脆弱性の認識が資本の側に戦後経済改革論を形成させていった論理と内容を1919年公刊のフランス商務省報告書などの第1次史料を利用して検討している．すなわち，時の商務大臣エティエンヌ・クレマンテルらは，フランス経済の組織化の欠如・生産力の低位性による相対的遅れという現状認識に立ち，多岐に亘る経済改革の必要性を訴え，産業・経済の組織化とそこにおける国家の役割を重視する．だが，具体的・現実的な組織化形態となると，民間産業のイニシャチヴによる自由アンタントが基本に据えられ，その運動を補完するために国家と民間産業の関係の緊密化が求められている．

ところで，戦後1920年代の経済過程は，改革論と相違して，自由主義と個人主義の支配するところになるが，その諸要因の分析は，国家管理に対する危機意識をもつ産業界の動向のみならず，多様な政治グループの左右均衡を特徴とするフランス政治構造にも及んでいる．

第2章は，第一次大戦後の経済的自由主義下において進行するフランス貿易構造の変化を種々の貿易データを利用して分析している．その主論点は，1920年代の高度成長期において先進工業国型の貿易構造への進化をみせるフランスも，1920年代末には輸出貿易の危機を内包していくとともに，植民地市場把握の問題を提起していくこと，繊維製品から重化学工業製品への輸出品目の重心の転移は，戦後経済改革論の一項目である産業構造の近代化に対応するが，繊維工業及び中小企業中心のフランス資本主義には新たな矛盾と位置づけられること，などである．

第3章は，1930年代の大不況の時期を経済的自由主義の基調が支配的な前半期と管理経済への指向を強める後半期に分け，対外貿易の不振となって象徴的に現われるフランス資本主義の脆弱性を克服するために採用される経済・産業政策を分析している．例えば，金ブロックの枢軸国フランスも，金本位制の廃止と平価切下げの実施という国内均衡優先の通貨政策への転換を行うが，輸出危機の回避と経済活動の回復の政策効果は実現しない．更に，植民地政策の見直しが各界での広範な議論の対象となり，その諸議論をフランス帝国経済の基本概念の内へ統一しようとする経済評議会は，本国と植民地の利害及び農業と工業の利害の調整作業に国家介入の拡大の必要を認めると同時にコルポラティスム的職業組織の制度化を構想していく．

第4章は，戦後改革の一つとして施行された8時間労働法の圧力による1920年代の産業合理化運動の諸相を繊維工業を事例に企業調査資料などに依拠して分析している．つまり先のクレマンテルと同じ改革主義者に属するアルベール・トーマらがこの法に目論んだものとは相違して，大企業の一部における労働の科学的管理などの企業革新運動は認められるものの，産業レヴェルでみた場合，その運動は資本主義的作用を及ぼすことなく，小企業を膨大に擁する繊維工業の全体構造を変容するに至らなかったとし，フランスの場合の産業合理化運動の不徹底性が結論づけられる．

第5章は，熟練労働力への依存体質を有する1930年代の繊維工業に固有な失業問題を析出している．つまり大不況のもと，諸利害が錯綜し合いながら，分散的な労働様式の維持を可能にする半失業システムが導入された事実はフランス産業の中でも繊維工業に著しい．他方で，繊維工業界は従来の自由アンタントから強制アンタントへの産業組織化形態の重心を移し国家権力の更なる介入を求めることによって不況脱出を図ろうとするが，実際の政策は両大戦間期には十分な対応をしない．

第6章は，経済評議会の歴史的意義と繊維工業に対する政策提言を分析している．すなわち，労働側の経済改革論の骨子である国民経済運営の調整機関としての経済評議会設立案は，1925年に結実する．首相の諮問機関としての当初の役割に加え，1936年に明確な経済代表制と経済紛争の裁定権を獲得するこの国家機関は，国家介入による経済組織化を唱導していくが，繊維工業の必要な不況克服策としてもアンタント政策を提言していく．

第７章は，両大戦間期の経済再編の矛盾をヴィシイ期の国家統制経済下に解決しようとする試みの内容と影響を考察している．つまり産業部門ごとにコルポラシオンとしての組織委員会を設置することを規定した1941年12月17日の法の施行を契機に展開する「営業の自由」を求める中小企業の運動は，産業集中化を十分なものにしないが，反対に結果として，フランス産業の近代化を1950年代以降の経済計画化期にズレさせることになる．

最後に資料１は，戦後改革論の部分的実現である「経済地域」が商業会議所を核にしていることなどから，戦間期の組織の時代を理解する便宜を与える．資料２においては，戦間期の政策決定に影響を及ぼし，1930年代にその構成と権限の点で強化される経済評議会の法的構造の翻訳を付して本論文全体の理解に供する．

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	森本芳樹
	副査	〃	〃	下山房雄
	〃	〃	〃	松下志朗

わが国におけるヨーロッパ近代経済史の研究は，ことに第二次大戦後に重ねられた努力によって，現在では極めて高い水準を誇っているが，その中でフランスを対象とする研究は，イギリスやドイツへのそれより遅れて出発し，研究者の数こそそれほど多くないとはいえ，その問題関心において特別な地位を占めている．それは，資本主義が下から早熟的に展開したイギリスと，それが上から強力に育成されたドイツとのいわば中間にあって，先進国の一つとして出発し，何回かの飛躍的な成長を為し遂げながら，しばしば停滞の様相を示したフランスを場として，資本主義の展開過程に関する既成の概念装置を再検討する志向に強く規定されてきたのである．ことに，この過程での国家の役割が全体として見直されてくる中で，フランス経済史からの貢献は大きかった．経済的には営業の自由を中心とする近代的な自由を，フランス革命を画期として強力に創り出した国でありながら，多くの時期に強力な官僚による指導が目立ち，また，政治勢力の分裂を特徴としながらも，内外に極めて強い指導力を発揮した場合も多いこの国が，政治や政策と経済過程との関連を検討するための絶好の素材を提供したからである．本論文は，そうした関心による業績であり，現在のフランス経済を特徴づける国家による主導と介入――いわゆる‘dirigisme’――の起源を歴史的に明らかにすべく，第一次大戦から第二次大戦に至る期間のフランスについて，国家と産業とが密接に関わった重要な局面を取り上げて，検討を加えた成果である．その問題関心は，18世紀末以来営業の自由が貫徹していた経済運営から，いつ，いかなる仕方で現在の国家主導に移行したかにある．そこから，自由の伝統の担い手でありながら，戦間期に相対的な低成長に陥って，国家介入の対象としてしばしば問題とされた繊維産業が考察の主たる対象として選ばれ，1920年代から40年代前半まで産業に対して国家が打ち出した諸施策の実現度合いが，次々と測られている．

「第一章　第一次大戦と戦後改革論」では，フランス経済強化のための改革を目指す商務大臣クレマンテルのもとで行われた調査の記録を中心に置き，商務省の報告書を主たる史料として，戦後すぐに政府の側から提起された経済改革論と，その具体化の様相を考察する．大戦中からすでに表だっていた改革論は，伝統的な自由主義的経済運営から脱却して，産業の組織化を目指すとともに，国家の経済過程への介入を強化する方向を示していた．しかしそれは同時に，民間部門の主体的な参加を不可欠としており，結局のところ現実の経済運営は，大企業と中小企業とが広範に共存する産業構造のもとで，多様な政治集団が作り出す均衡を必要としており，相変わらず自由主義的に行われざるをえなかったという．

「第二章　一九二〇年代の貿易構造」では，前章では内部的に分析された大戦後10年間でのフランス経済の伝統的構造が，外部との関係を通じて検討されるが，ここでの素材の中心は，シャルル・リスト『フランス経済諸表』(1935年)に含まれる統計資料である．そこには，確かに重化学工業製品輸出の伸長と貿易相手としての植民地の比重増大という，先進国特有の積極的な指標も見て取れるが，依然として主要な輸出品はヨーロッパ諸国への高級特産品であり，それは伝統的に合理化の遅れた部門の製品であった．そのため，20年代末からの不況期には，工業国間の輸出競争や植民地市場をめぐる角逐の中で，フランスからの輸出が激減してしまう．

「第三章　一九三〇年代の国際競争力と対外経済政策」は，経済評議会への報告書など現状分析的な文書を材料として，それらのうちにある程度整理されている統計資料にことに注意を払いつつ，世界的な大不況期の中でフランスが実行しようとした政策転換を，通貨政策と植民地政策を中心に考察する．国際競争の圧

力のもとで貿易を振興させるべくとられた諸方策は，確かにフランス経済への国家介入の程度を引き上げた．しかし，輸出産業の主力が高級品・多品種製造の伝統的工業であり続けたので，この政策によりかえって従来の均衡が攪乱されていく面が強かった．それは本国と植民地との間の農業をめぐる対立と，本国内部での工業部門と農業部門との間の摩擦に鋭く現れてくる．こうして，国家の介入も矛盾する諸利害の調整という性格を強く持たざるをえず，フランス社会でのコルポラティスム的傾向が強まった．

「第四章　繊維企業の合理化 ── 八時間労働法との関連で ──」の素材は，労働省が実施した企業調査の個別的なデータであるが，これと調査全体を総括する報告書とを対比して，政策の実現度合いを検討している．労働時間短縮の世界的動向を受け入れて実施された8時間労働法は，戦後改革の一つの柱となったが，政府はその実効をあげるべく企業合理化の促進を図る．しかし，経営者団体が様々な留保条件を出しており，一部の大企業を除いて合理化は進まなかった．ことに膨大な中小企業を抱える繊維工業では，フランス東部の大企業を別として，長時間労働への伝統的な親近性を拭うことができなかった．

「第五章　繊維工業の失業問題 ── 一九三〇年代の場合 ──」では，1936年に経済評議会に提出された報告書『繊維工業における失業』を分析して，労働問題を中心としてこの部門の実態を探り，政策の方向を吟味する．分散的労働様式を広範に存続させていた繊維工業では，不況からの打撃がことさら大きかったが，その対策として半失業を構造的に存続させていた．1930年代後半には，平価切り下げや植民地との関係強化によって輸出増大を図りつつ，繊維産業全体の組織化を強力に進める政策がとられ，業界もその必要性を認めていた．しかし，次章でも見るように，強制加盟の組織は部門によっては容易に成熟しなかった．

「第六章　経済評議会と繊維工業」は，戦間期フランス経済の特質を体現した国家機関として，本論文の対象として最も重要な位置を占めている経済評議会を，それ自体が作成した諸記録に基づいて検討する．その歴史の特徴は，そもそも労働側が作成した経済改革案の一つを出発点として，経済活動の単なる調整を目的としていたこの機関が，1930年代になると，職業代表機関であることを建て前としながらも，経済紛争の裁定権をもって国家による統制を押し出していった点にある．確かに，産業組織化の典型的手段である'entente'は，多くの部門について自由加盟の原則が維持されたが，繊維工業のように分散的な中小企業が多い部門については，経済評議会は強制加盟組織による国家介入の促進を唱道したのである．

「第七章　ヴィシィ体制下の中小企業 ── 『産業集中化法』との関連で ──」では，戦間期と第二次大戦後を結ぶ環として，ドイツ占領下に実施された上からの集中化政策の成否を検討する．まず，1941年の立法の分析によって，それが戦前には不十分だった産業組織化の促進を目指していたことを確認する．ついで，中小企業団体の反応をそれらが作成した文書によって追跡し，広範な反対運動の存在を描き出す．その上で，繊維工業での法の適用実態を検討して，占領下の疲弊した経済のもとでは実効はありえなかったとしている．こうして大戦中の時期も，フランス経済に構造的変化は生じていないというのである．

以上の7章から著者の主張をとりまとめてみると，戦間期のフランス経済は，近代化・組織化・合理化への志向が絶えず働いていたにも拘らず，結局は伝統的な構造のもとに自由主義的基調をもって運営され，国家主導による産業高度化が，第二次大戦後の課題として残されたというにある．

この他に，本論文には次の二つの記録が付録として訳出されている．すなわち，資料1が，1935年にパリ商業会議所会頭によって執筆された『フランスの商業会議所に関する覚え書』，資料2が，1936年の「経済評議会に関する立法」である．さらに加えて，「フランス国立文書館保管の官庁文書」，「欧文文献」，及び「和文文献」に分類された主要参考資料・文献のリストと，事項と人名から成る索引が付されている．

本論文の最大の功績は，わが国ではなお研究の少ない1920年代から30年代のフランス経済を，18世紀末から20世紀中葉までの歴史的な見通しの中に位置づけたところにある．上記の結論には，検討対象の伝統的性格を過大に評価しているとの批判がありうるし，そうした結論が，中小企業の割合が著しく高い繊維工業を主たる素材としたことに由来するのではないか，との疑問もありえよう．しかし本論文の強調点は，戦間期フランス経済の重要な諸問題を綿密に検討した成果として，十分に議論されなければならない価値を持っていることは間違いない．ことにそれが導き出されてくる基礎として，経済問題についての主張や要求ばかりでなく，経済立法や政策が，現実のうちにはどのような形で具体化されていったかを絶えず問おうとする，歴史家として極めて健全な態度があるだけに，ますますそうである．

本論文のもう一つの功績は，フランス国立文書館所蔵の多数の未刊行史料を含めて，困難な史料収集を果たした点にある．それは極めて広範に行われただけでなく，議論の展開のためにふさわしいものを戦略的に選択する方法によっている．商務省，経済評議会，商業会議所など，戦間期フランス経済の運営に参画した重要な機関で作成された報告書が，多用されているのがそれであり，最もよい観察地点にあった同時代人の証言によって，研究対象を浮き上がらせることを可能にしている．

もちろん本論文も，いくつかの問題点を免れてはいない．ことに，序論と結論とを欠くというその構成が象徴しているように，個々の章が独立の論文としての体裁を保っていて，それを統一に付すための手続きが十分にとられていないのが残念である．そのためもあってか，内外における研究史に対する本論文の位置が，申請者自身によって明らかにされておらず，異なる見解の明示的な批判も殆どなく，学界での対話に加わろうとする姿勢が薄いように見える．本論文がすでに２番目の著書である申請者が，次の著書を世に問う際には，この点について十分に考慮されるよう希望したい．

ともあれ本論文は，独自の問題選択と史料収集に基づき，研究の水準を一歩進めるのに貢献している．また古賀和文氏にはこれ以外の研究業績も数多く，研究歴からみても優れた研究者としてさらに活躍されることが確実である．よって，本論文をもって経済学博士の学位を授与するのが適当であると認める．

翟　林瑜氏学位授与報告

報告番号　甲第10号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　平成３年３月27日
学位論文題名　企業のエージェンシー理論

主論文の要旨

70年代にアメリカを舞台に頭角を現してきたエージェンシー理論（agency theory）は，環境の不確実性と情報の非対称性をともに取り入れて，従来の経済理論と異なる見地から経済社会における諸現象を取り上げるものである．多くの研究が積み重ねられてきた結果，この新しい理論は，すでに多くの分野の学者に受け入れられ，学問の世界で一定の地位を獲得するようになった．

エージェンシー理論の基本概念であるエージェンシー関係とは，プリンシパル（principal-依頼人）と呼ばれる経済主体が，自分の目的を達成するための行為をエージェント（agent-代理人）と呼ばれるもう一方の経済主体に委託することによって生じるこの両者間の代理関係をいう．企業に限っていえば，株主，経営者，債権者と労働者間には複数のエージェンシー関係が見られる．この理論の中心的なテーマは，経済主体間のエージェンシー関係と契約体の行動を分析し，解明することである．

本稿は，エージェンシー理論の企業の各側面への適用を目的とする研究である．すなわち，本稿は，エージェンシーの理論そのものを研究するのではなく，エージェンシー理論の枠組の中で企業を総合的に分析するものである．本稿の分析論的特徴としては，エージェンシー理論の現実解明的アプローチと規範的アプローチを併用していることが挙げられる．現実解明的アプローチでは，企業内外の技術的，制度的諸制約条件のもとで企業の現実行動を解明する．従来の企業理論は，多くの企業行動についてはいまだに納得のいく結論を導いていない．たとえば，なぜ現代企業の所有が経営から分離しているのか，負債で資本を調達する理由は何か，企業の配当政策や会計政策を規定するものがあるかどうか．これらの問題は，一見単純で素朴な問題であるが，今日においても依然として論争の的になっていることは事実である．エージェンシー理論からこれらの問題の解明に取り組むと，従来十分説明できなかったことが意外に単純明瞭となる．他方，エージェンシー理論の規範的アプローチでは，技術的，制度的諸制約条件を捨象して企業の最適行動を探索する．この探索は，抽象化された世界におけるパレート解についての解析であり，企業の”あるべき姿”を検討するものである．たとえば，株主と経営者間の最適動機づけ契約は何か，債権者が企業とどのような負債契約を結べばいいか等の問題がそれである．これらの分析は，かなり限られた場合にしか適用できないが，現実の企業に何らかの指針を与えることが期待される．

本稿は11章から成り立っている．第１章では，現代企業の特徴，新古典派的企業理論の限界性，エージェンシー理論の基本概念およびこれまでの系譜等を取り上げる．第２章では，エージェンシーの経済理論の理解を目的として，エージェンシー理論の規範的研究を紹介し，その拡張モデルの意味するところを吟味する．第３章以降の章では，第１章と第２章の内容をベースに企業内外の諸エージェンシー関係を具体的に取り扱

う．まず第3章と第4章では，それぞれ現実解明的アプローチと規範的アプローチから所有と経営の分離下にある株主と経営者間のエージェンシー関係を検討する．第5章と第6章では，同じく二つのアプローチから企業に関するもう一つの注目すべきエージェンシー関係--債権者と株主との関係を取り扱う．第7章では，労働者と雇用主との関係を規範的アプローチから取り上げる．

以上の諸章は，株主―経営者，債権者―株主および雇用主―労働者という三つの“動脈”に沿って企業内部のエージェンシー関係を総合的に論じてきたのに対し，第8章と第9章では，企業行動がこれらのエージェンシー関係からどんな影響を受けるかを現実解明的アプローチから検討する．まず第8章では，企業資産のリース，買収・合併，部門（子会社）の独立化と資産売却を取り上げる．つづいて第9章では，企業の会計行動を検討する．

第9章までの各章は，主として企業内部の諸経済主体間のエージェンシー関係およびその企業行動に及ぼす影響を考察するものであるが，第10章と最後の第11章は，企業全体を一つの均質的な経済主体と見なし，企業とその他の経済主体とのエージェンシー関係を取り扱うものである．第10章では，企業間の下請け問題を規範的アプローチから分析する．第11章では，企業と，企業を統制する立場にある政府間のエージェンシー関係を検討する．

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	市村昭三
	副査	〃	〃	児玉正憲
	〃	〃	助教授	岡部鉄男

本論文は，エージェンシーの理論を現代企業に適用して，企業理論の新しいパラダイムを構築しようとする意欲的研究である．周知のように，エージェンシー理論は70年代にアメリカを舞台に台頭し，環境の不確実性と情報の非対称性をともに取り入れることによって，多方面の研究対象領域をその射程におさめて，豊饒な研究成果の期待できる新しい学問として注目されている．

もちろん，本論文は，エージェンシーの理論そのものを直接，研究しようとするものではなく，エージェンシー理論の見地から，企業についての総合的研究を意図するものである．しかし，本論文はJensen＝Meckling (1976)，Fama (1980) などにみられる新古典派の理論的研究とは異なって，エージェンシー理論を新古典派的理論とは一線を画する新しい理論として捉えている．すなわち，新古典派理論の枠組みでは，エージェントである経営者は，株主集団の利益のために行動しなければならない代理人と仮定され，かれらが，株主の利益目標から逸脱する可能性があるとき，かれらに代理人としての任務を適当に遂行させるために，どのようにコントロールし，リスクを分担させるかを問題とする．本論文は，その意味での新古典派理論の枠組みから，明確に，一歩先へ踏み出している．

本論文は，プリンシパルとエージェントとの関係を，誰が残余リスクの負担者であるか，誰が情報優位の立場にある行為者であるか，という観点から分析する．エージェントは，不確実性の世界においては，つねに情報優位の立場にあるから，必然的にプリンシパルに一方的に従属することはなく，むしろ，ゲームの一方の当事者としての特質をもつことが重視される．その意味で本論文のエージェンシー理論は，ゲームの理論の特徴をもっている．しかし，ゲームの理論は，多くの場合，当事者をまったく同質で対等の立場にあるものと仮定している．これに対して，本論文でのエージェンシー理論は，当事者間の異質性（例えば，リスク回避度や保有財の相違）を重視するより現実的な接近方法として展開される．そこに本論文の意欲的な研究方向が見られる．

このような企業のエージェンシー理論の新展開のために，著者は内外における数多くの文献を丹念に研究し，さらに企業の実態について深く洞察し，慎重な検討をおこなっている．そして，従来の理論では必ずしも十分に説明出来なかった企業の多くの現象，たとえば所有と経営の分離，負債の高度利用，配当政策，会計政策等について，より説得的な現実解明的説明が可能なことを明らかにしている．そればかりでなく規範理論としてのエージェンシー理論の企業への適用を意図し，抽象化された世界のもとではあるが，「企業のあるべき姿」を模索している．さらに，政府と企業との間のエージェンシー関係についても検討を加え，著者の祖国である中国における企業経営問題をも射程にいれた研究をも加えている．

本論文は，11章から成り立っている．第1章と第2章においては，現代企業の特徴とエージェンシー理論の基本問題を取り上げる．まず第1章では，現代企業の特徴を，所有と経営の分離，高い負債比率，労働者の地位向上と情報および市場の不完全性に要約し，従

来の企業理論の限界性を述べる．また，エージェンシー理論の基本概念やこれまでの系譜を検討し，契約理論としてのエージェンシー理論と，もう一つの契約理論である取引コスト理論（transaction cost theory）との比較を行う．第2章では，エージェンシーの経済理論の理解のために，その規範的研究を紹介し，その拡張モデルの意味するところを吟味する．とくに不確実性と情報の非対称性のもとでの最適動機づけ契約が検討される．

第3章以降の諸章では，第1章と第2章の内容をベースに，企業内外の諸エージェンシー関係を具体的に取り上げる．まず，第3章では，所有と経営者との間に見られるエージェンシー関係を，現実解明的アプローチから検討する．すなわち株主と経営者との利害不一致を原因とするモラル・ハザード（moral hazard）問題と，それを緩和し抑止する企業のメカニズムを検討する．つづいて，企業の所有と経営との分離の経済的意味を検討するこの考察は，この分離の経済的意義をその分離で実現されるリスク・シェアリング効果に帰しているところが特徴的な点である．最後に，株主と経営者との利害不一致の影響を最も受けやすい企業の配当政策を取り上げ，日本の低水準での安定配当政策を吟味する．第4章は，規範的アプローチから，所有と経営が分離している企業の最適報酬契約と意思決定のメカニズムを検討し，モデルで経営者支配のコストとメリットを考察する．この章では，期待値－分散アプローチで，株主と経営者の期待効用関数を定式化し，分析を行っている．

第5章では，第3，4章で検討した株主と経営者との間の利害不一致を捨象し，債権者と株主とのエージェンシー関係に焦点を合わせた分析を行う．とくに，企業財務論において，長年，論争の的となっている資本構成の問題に対して，リスク・シェアリング効果と節税効果からなる負債利用のメリットの限界増加が，モラル・ハザード・コストと契約・情報費用からなる負債利用のデメリットの限界増加と等しくなるところで，企業の最適資本構成が決まるとの認識を明らかにした．つづいて，第6章では，資本市場が貸手市場であるときの銀行と借入企業とのエージェンシー関係のモデル分析を行う．情報の非対称性のために，銀行が企業の投資機会や信用状況を掌握していないとき，負債元利返済の見込みが小さい企業ほど，高い約定利子率で負債を調達する動機が強いという逆選抜（adverse selection）の生じる可能性がある．銀行は一定の選別（screening）基準を設定することによって，この問題を軽減することができる．この章では，まずこの逆選抜の問題と銀行の選別方法を考察する．そのうえで，融資に伴う物的担保および銀行の資本参加が上述の問題に及ぼす影響を検討する．

第7章では，企業内部のもう一つの重要なエージェンシー関係である労働者と雇用主との関係を規範的アプローチから取り上げる．企業の生産活動が複雑化・共同化するにつれて，企業における雇用主と労働者との雇用関係は，エージェンシー関係の特徴を色濃く持つようになった．この問題を考えるさい，最適の雇用契約すなわち最適の賃金構成と雇用期間がいかに決定されるか，また労働組合が存在する場合，企業と労働組合との交渉がどんなステップを経て行われるかが重要な意味を持つ．この章では，これらの問題を意識しながら，分析を展開している．

以上の諸章は株主－経営者，債権者－株主および雇用主－労働者という三つの“動脈”に沿って企業内部のエージェンシー関係を総合的に論じていたが，企業行動がこれらのエージェンシー関係，とくに前二者のエージェンシー関係からどんな影響を受けるかを検討しているのが次の第8章と第9章である．この二つの章では，おもに現実解明的アプローチから企業行動を吟味する．まず第8章では企業の配当政策と資本構成以外の財務政策を取り上げる．具体的には，企業資産のリース，買収・合併，部門（子会社）の独立化（spioff）と資産売却（sell-off）が企業内部の諸エージェンシー関係からどんな影響を受けるかを検討する．つづいて第9章では，企業の会計行動を検討する．情報の作成と伝達を内容とする企業の会計行動は，企業内外関係者の大きな関心事である．しかし，企業の会計行動と会計監査がどういう動機のもとで行われるのかなどの問題は，必ずしも明確にはなっていない．この章では，企業の会計政策と会計基準が，会計行動主体である経営者の選好に左右されながら，各利害関係者の均衡的行動によって決められるということを，全く新しい仕方で提示している．

第9章までの各章は，主として企業内部の諸経済主体間のエージェンシー関係およびその企業行動に及ぼす影響を考察するものであるが，第10章と第11章では，企業全体を一つの均質の経済主体とみなし，企業とその他の経済主体とのエージェンシー関係を取り扱う．第10章では，企業間の下請け問題を，エージェンシー理論の規範的アプローチから分析している．最適下請け契約がどういう比較静学的特徴を有するか，元請け企業が，下請け企業のリスクに対する態度をいかに選

別して，下請け契約の効率をいかに改善するかを分析している．

第11章は，企業とそれを統制する立場にある政府との関係を，エージェンシー関係として捉えて分析している．マクロ経済と社会的厚生の見地からは，政府と国営企業ないし公益企業との関係はもとより，政府と私企業との間にも依頼と代理との関係があると考えられる．そこで，まず社会的厚生の最大化を目的とする政府が，いかに税引き後利益の最大化を目的とする企業に投資のインセンティヴを与えるかを考察し，つづいて公益企業の規制政策を検討し，中国の企業改革を念頭に置いた国営企業の請負制の抱える問題のいくつかの点を分析している．

以上のように，本論文は，エージェンシーの理論を現代企業に総合的に適用した注目すべき意欲的な先駆的研究である．

もちろん，本論文は，さらに検討さるべき点が残されている事は否定できない．たとえば，規範的アプローチと現実解明的アプローチの方法的特質や，両者の関係ないし異同については，さらに掘り下げた厳密な検討が必要であると考えられる．しかしながら，わが国では，エージェンシーの理論を，企業財務，その他の領域へ適用した研究が，断片的で紹介的研究の域を脱していない現状を考慮するとき，本論文の斯学に対する貢献は極めて大なるものがあると考えられる．したがって，本論文は，課程博士として経済学博士の学位を授与するに値するものと認められる．